第２期宇土市子ども・子育て支援事業計画

令和２年３月

宇　土　市

● 目　次 ●

第１章　計画の概要 1

１．計画策定の趣旨 1

２．計画の位置づけ 2

３．計画の期間 2

４．計画の策定体制 3

５．計画の進行管理及び点検 4

第２章　統計からみる宇土市の現状 5

１．人口の動向 5

２．合計特殊出生率の推移 9

３．世帯数の推移 10

４．経済状況及び就業構造の変化 11

５．未婚率の推移 12

第３章　基本理念・基本目標 13

１．計画の基本理念 13

２．計画の基本目標 13

３．計画の体系 14

第４章　基本目標ごとの取組 15

１．元気な心と体を育み，自立を支える 15

２．子育て家庭をみんなで支える 23

３．ゆたかに育つ安心・安全のまちをつくる 33

第５章　子ども・子育て支援事業計画 39

１．教育・保育提供区域の設定 39

２．量の見込みの算出方法 40

３．教育・保育施設の充実 41

４．地域子ども・子育て支援事業の充実 45

５．新・放課後子ども総合プラン 64

６．学校教育・保育の一体的提供と体制の確保 66

７．子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保 67

８．外国籍の幼児，外国から転入した幼児等への支援 67

資料編 68

１．宇土市子ども・子育て会議委員名簿 68

２．宇土市子ども・子育て会議設置条例 69

３．宇土市子ども・子育て会議諮問 70

４．宇土市子ども・子育て会議答申 71

５．計画の策定経過 73

第１章　計画の概要

１．計画策定の趣旨

（１）第１期計画期間中の社会的変化への対応

本市においては，少子化とともに高齢化が同時に進行しています。将来的に労働力人口が減少し，社会保障負担の増加，地域社会の活力低下が予想されており，若年層の非正規雇用の増加や働き方の多様化，子育て世帯の男性の長時間労働など，子育てをめぐる社会環境は依然として厳しい状況にあります。

また，核家族化の進行や地域のつながりの希薄化などによって，子育て世帯が地域で孤立してしまうことも懸念されています。

このような社会的変化を受け，本市に存在する諸課題を把握するとともに，その解決に向けた道筋をつけるため，計画を見直すこととしました。

（２）第１期計画期間満了に伴う見直し

本市では，「宇土市次世代育成支援行動計画(宇土っ子すくすく応援プラン)」を次世代育成支援対策推進法に定める市町村行動計画として，平成 17 年度から平成 21 年度までの「前期計画」，平成 22 年度から平成 26 年度までの「後期計画」を策定し取組を推進してきました。

平成 27 年４月には「宇土市子ども・子育て支援事業計画」を策定し，「宇土っ子のゆたかな心と　元気な体を育む」を基本理念に掲げ，各種施策に取り組んできました。

この度，計画期間満了を受け，計画の見直しを行うこととしました。「第２期宇土市子ども・子育て支援事業計画」では，第１期計画の基本理念を継承し，子どもと子育て家庭をめぐる諸課題を地域全体で解決する道筋をつけるとともに，子育てに喜びや楽しみが感じられる社会，子どもの笑顔があふれる社会の実現に向けて計画を推進していきます。

（３）子どもの貧困問題への対応

平成 25 年に実施された国民生活基礎調査（厚生労働省）では，平成 24 年時点の日本の子どもの貧困率は 16.3%となり過去最高を更新しています。

こうした子どもの厳しい状況などを背景に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が平成 26 年 1 月に施行され，同年 8 月には，子どもの貧困対策に関する基本方針や当面の重点施策等をとりまとめた「子供の貧困対策に関する大綱」が策定されました。

本市においても，「子どもの貧困対策の推進に関する法律」や「子供の貧困対策に関する大綱」の趣旨に鑑み，子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう，貧困の状況にある子どもの成育環境を整備するとともに，教育の機会が失われることのないよう，子どもの貧困対策を総合的，効果的に推進するため，その基本的な考え方及び取組を示した計画を，子ども・子育て支援事業計画の見直しに併せ，新たに計画に盛り込むこととしました。

２．計画の位置づけ

本計画は子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）第 61 条の規定に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」であり，本市の子育て支援の総合的な計画となります。また，次世代育成支援対策推進法（平成 15 年法律第 120 号）が改正され，法律の有効期限が令和７年３月 31 日までに延長されたことから，同法第８条の規定に基づく「市町村行動計画」を一体的に策定するものとします。

また，平成 30 年４月の社会福祉法の一部改正により上位計画として位置づけられた宇土市地域福祉計画や，宇土市第３期障がい者プラン，宇土市第５期障がい福祉計画，宇土市第１期障がい児福祉計画，第３次健康うと２１ヘルスプラン等を始めとする市の各種関連計画及び国・県の計画との連携を図っています。

３．計画の期間

計画期間については，令和２年度を開始初年度とし，令和６年度までの５年間とします。

４．計画の策定体制

（１）子ども・子育て会議の設置

「保護者」,「事業者」,「学識経験者」などから構成される「宇土市子ども・子育て会議」を設置し，慎重な協議を重ね，本計画を策定します。

（２）アンケート調査の実施

宇土市に居住する保護者を対象に，アンケート調査を実施しました。日々の生活の中でどのようなご意見やご要望をお持ちであるのかをおうかがいし，今後の子育て支援を展開していくための基礎資料とします。

（調査の目的）

子育て家庭の実態や子育て支援ニーズ，子育てや少子化に関する意識等を把握することにより，今後の子育て支援施策の充実に活かすとともに，「子ども・子育て支援事業計画」策定の基礎資料とするため。

（調査の対象）

就学前児童の保護者	本市在住の就学前児童の保護者から無作為抽出
小学生の保護者	本市在住の小学生の保護者から無作為抽出
中学生の保護者	本市在住の中学生の保護者から無作為抽出

（調査の方法）

就学前児童の保護者	市内保育園･幼稚園に入園中の方	園を通じた配付･回収
	上記以外の方	郵送による配付･回収
小学生の保護者	郵送による配付･回収	
中学生の保護者	郵送による配付･回収	

※市内保育園・幼稚園に入園中の方は 990 人に配付

（調査の期間）

平成 30 年 12 月３日～平成 30 年 12 月 25 日

※ ただし，平成 31 年１月 15 日までに回収された調査票を有効回収票として扱い，集計・分析を行いました。

（回収の結果）

	配　布　数	回　収　数 （有効回収数）	回　収　率 （有効回収率）
就学前児童の保護者	1,487 件	1,024 件 （1,019 件）	68.9％ （68.5％）
小学生の保護者	1,026 件	478 件 （472 件）	46.6％ （46.0％）
中学生の保護者	559 件	236 件 （232 件）	42.2％ （41.5％）

（３）国・県との連携

計画策定にあたっては，国や県の示す考え方や方向性などと適宜，整合性を確保しながら，策定しています。

（４）パブリック・コメントの実施

令和元年 12 月に計画案を広く公表して，それに対する意見を求めるパブリック・コメントを実施しました。

５．計画の進行管理及び点検

計画に掲げる行政の主な施策については，定期的に事業実施の有無やその結果の進行管理を行っていきます。

また，次期計画の見直し時期には，ニーズ調査等を実施し，宇土市子ども・子育て会議での検討を経て，計画の見直しや修正，内容の追加などを行います。

第２章　統計からみる宇土市の現状

１．人口の動向

（１）人口ピラミッド

本市の年齢別人口構成をみると，男女ともに，65 歳～69 歳の人口が最も多いことが分かります。年齢階層が低くなるに従って概ね人口は減少し，25 歳～29 歳で底を打った後，若干人口が増加するものの，その後，再び減少に転じています。

図表　1　人口ピラミッド

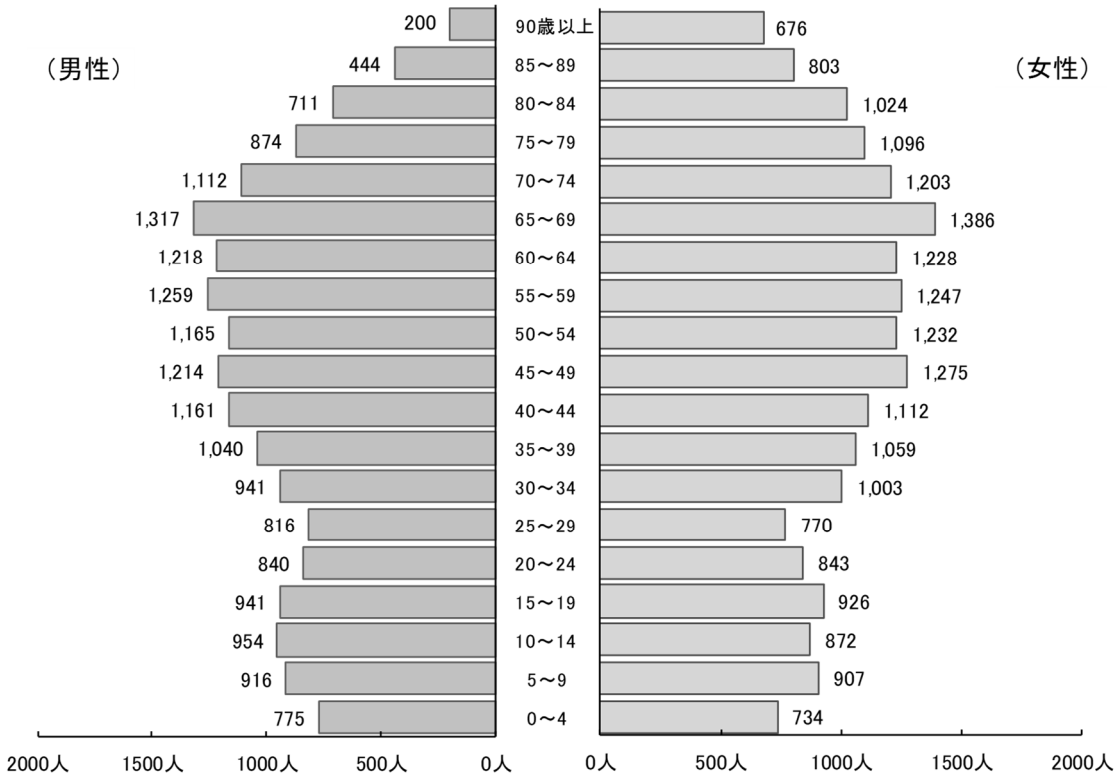

平成 31 年４月１日現在　　住民基本台帳

（２）人口の推移及び将来推計

平成 17 年まで増加傾向にあった本市の人口は，平成 22 年以降，減少に転じています。国立社会保障・人口問題研究所の将来人口推計によると，今後も人口減少傾向は継続し，令和 12 年には 33,634 人と，平成 17 年の 88.5%になることが見込まれています。

図表 2　人口の推移及び将来推計

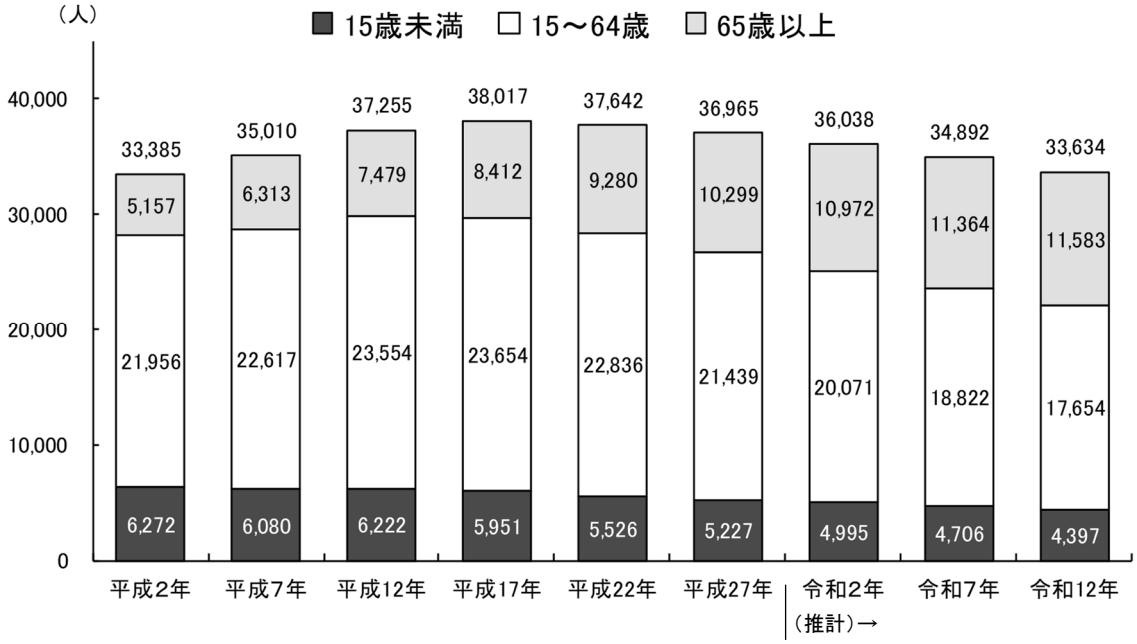

各年 10 月 1 日現在　　国勢調査，国立社会保障・人口問題研究所

（３）年齢３区分人口割合の推移及び将来推計

人口を年齢別に３区分（15 歳未満，15～64 歳，65 歳以上）し，その内訳の推移をみると，平成２年では全人口に占める高齢者（65 歳以上）の割合は 15.4％であったものの，その後急速な高齢化が進行し平成 27 年には高齢化率が 27.9％になっています。

一方，15 歳未満の年少人口の割合は，平成２年では 18.8％であったのが，平成 27 年には 14.1％まで低下しており，高齢化と同時に少子化が進行していることが分かります。

人口推計の結果，今後も高齢化は進行し，令和 12 年には高齢化率が 34.4％となる見込みです。これは，本市の市民の３人に１人以上が高齢者になることを意味しています。また，少子化の傾向についても，今後も緩やかに継続する見込みです。

図表 3　年齢 3 区分人口割合の推移及び将来推計

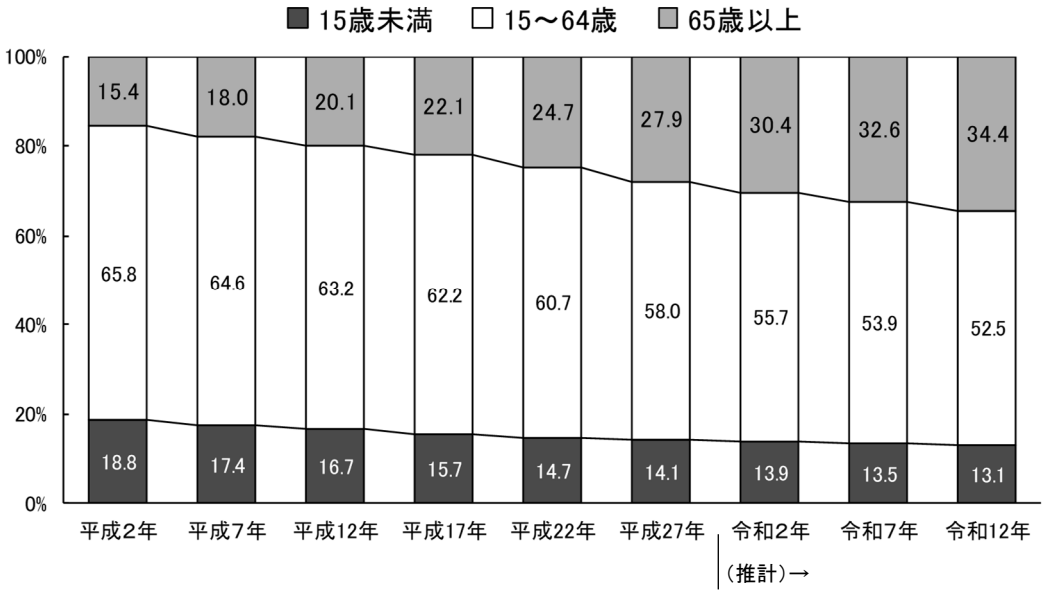

各年 10 月 1 日現在　　国勢調査，国立社会保障・人口問題研究所

（４）第２期計画期間中の８歳以下各年齢別人口推計

各年齢・男女別住民基本台帳のデータに基づき，コーホート変化率法によって本市の人口推計を実施しました。

８歳以下の人口の将来推計をみると，平成 31 年４月１日現在の人口実績では 2,953 人であったのが，６年後の令和７年には 2,908 人となっており，概ね横ばいに推移する見込みです。年齢によって多少傾向が異なるものの，第２期計画期間（令和２年～令和６年）に限定すれば，大幅な人口減の影響を想定する必要はありません。

図表 ４　人口推計結果（８歳以下）

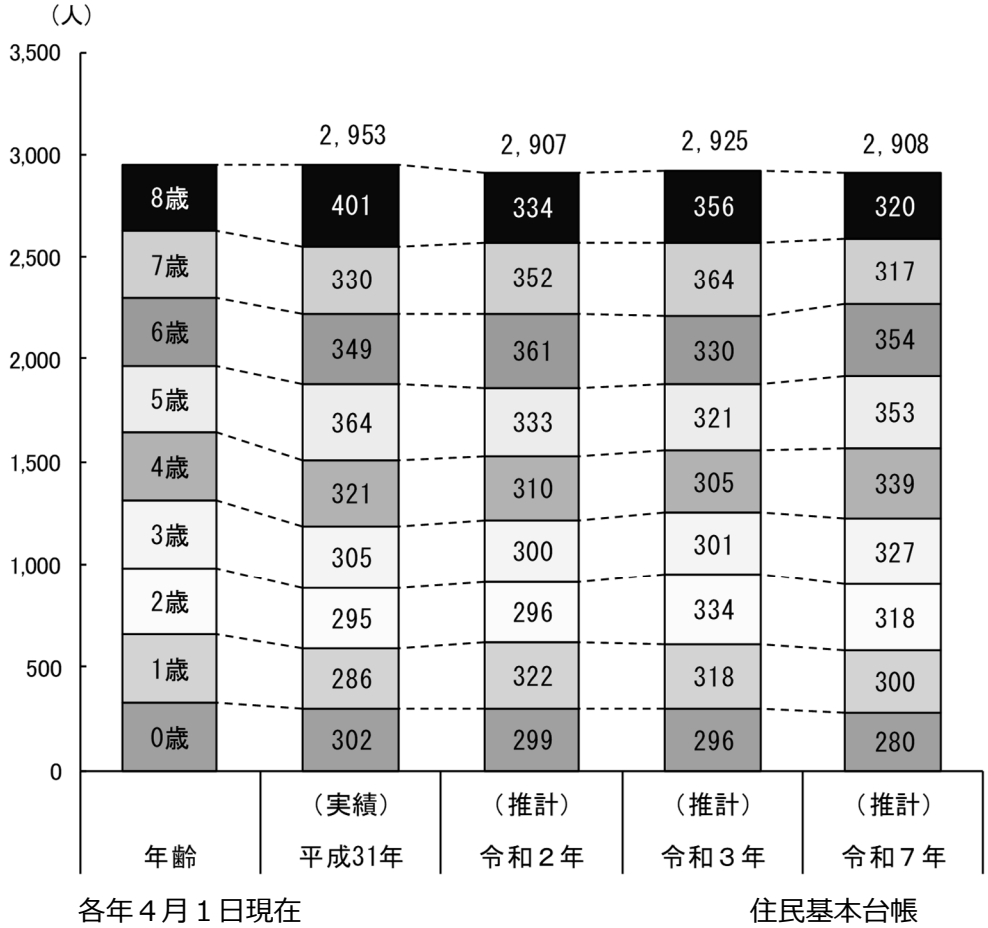

各年４月１日現在　　住民基本台帳

※令和２年以降の人口は推計値

２．合計特殊出生率の推移

合計特殊出生率とは，１人の女性が出産可能とされる 15 歳から 49 歳までに産む子どもの数の平均を指す指標です。

ベイズ推定とは，偶然変動等を抑え，より安定性の高い指標とするために用いられる手法です。本市の人口規模では，必ずしもこのような推定手法を用いる必要はありませんが，人口規模の少ない他自治体との比較が可能となるなど利点も多いことから，ベイズ推定値の推移をみることとします。

本市の合計特殊出生率は，概ね県平均と同様の傾向にありますが，人口置換水準（人口が増加も減少もしない均衡した状態になる合計特殊出生率の水準）である 2.07 を大きく下回って推移しています。

本市の合計特殊出生率は，昭和 58 年から昭和 62 年では 1.83 であったのが，減少を続け，平成 15 年から平成 19 年では 1.55 まで低下しました。しかし，平成 20 年から平成 24 年では増加傾向に転じ，1.61 となっています。

人口ピラミッドを見ると，今後も，出産が可能な女性（人口統計上 15 歳から 49 歳と定義）の総人口が減少していくことは確実であり，合計特殊出生率が今後も増加し続けたとしても，本市の出生数の減少傾向に歯止めがかかる見込みは薄く，合計特殊出生率を高める取組だけでは少子化対策として不十分であると言えます。

図表 5　合計特殊出生率（ベイズ推定値）の推移

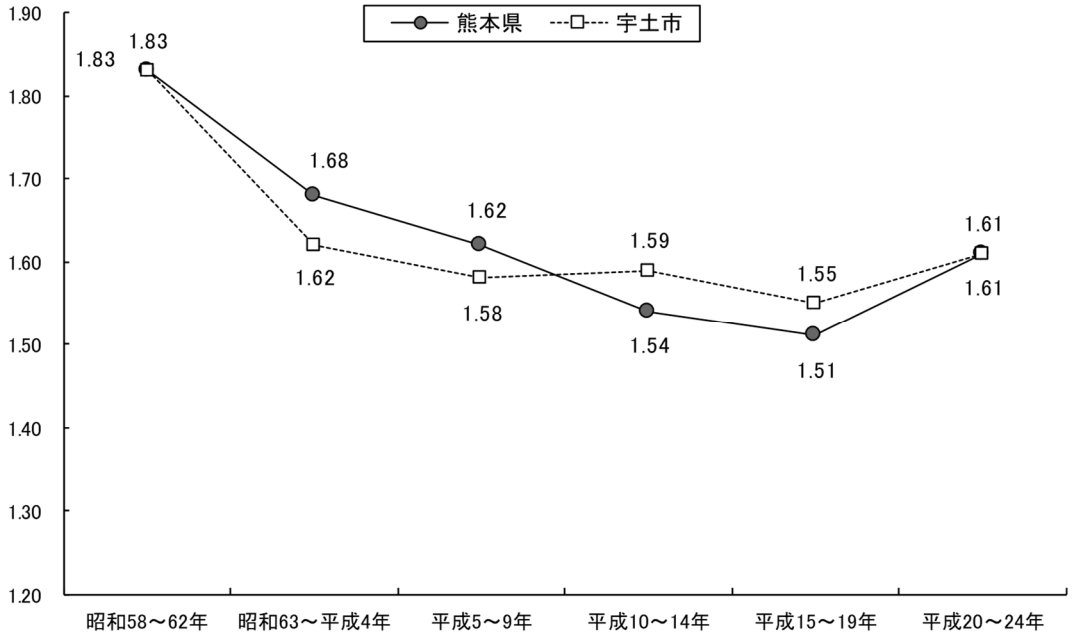

資料：人口動態保健所・市区町村別統計人口動態特殊報告

３．世帯数の推移

本市における世帯数は一貫して増加傾向にありますが，一世帯当たり人員数は一貫して減少傾向にあります。

子育て世帯についてもいわゆる核家族世帯が増加することで，悩みや心配事を相談することができず，家庭内で孤立するリスクが年々高まっていることが見て取れます。

図表 6　世帯の推移

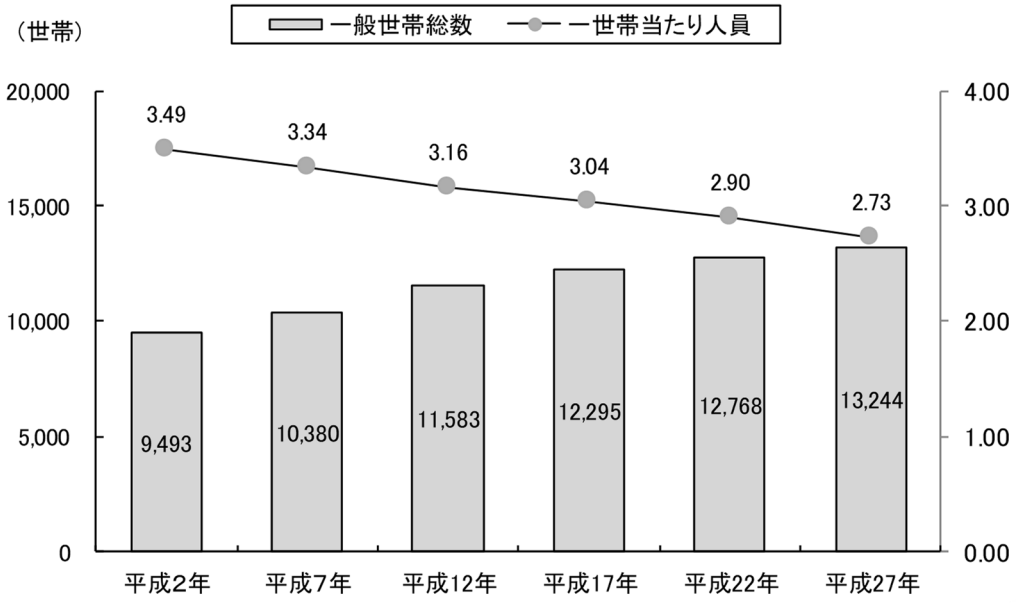

資料：国勢調査　　各年 10 月 1 日現在

４．経済状況及び就業構造の変化

共働き世帯数が増加傾向にある中，女性は男性に比べて非正規雇用の割合が高く，また，子育て期に就業を中断する女性が少なくありません。

本市における女性の年齢階層別労働力人口割合（M字カーブ）をみると，全国平均と比べて女性の 30 歳から 34 歳の労働力人口割合の落ち込みは緩やかになっていることが分かります。

図表 7　女性の年齢階層別労働力人口割合

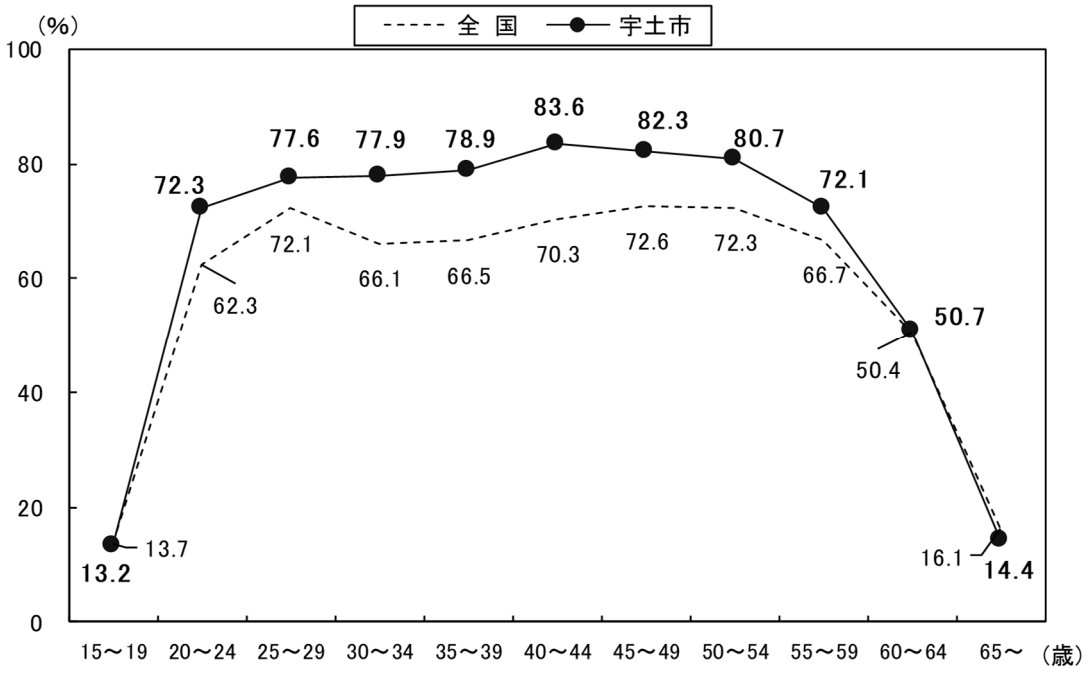

資料：国勢調査　　平成 27 年 10 月 1 日現在

5．未婚率の推移

20 歳～39 歳の男女の未婚率の推移を５歳階層別にみると，概ね 25 歳以上では未婚率が上昇していることがわかります。

特に，35 歳～39 歳の女性の未婚率は平成７年では 8.5%であったのが，平成 27 年では 21.3%になっており，男女ともに，未婚化，晩婚化が進行していることが分かります。

図表 8　未婚率の推移

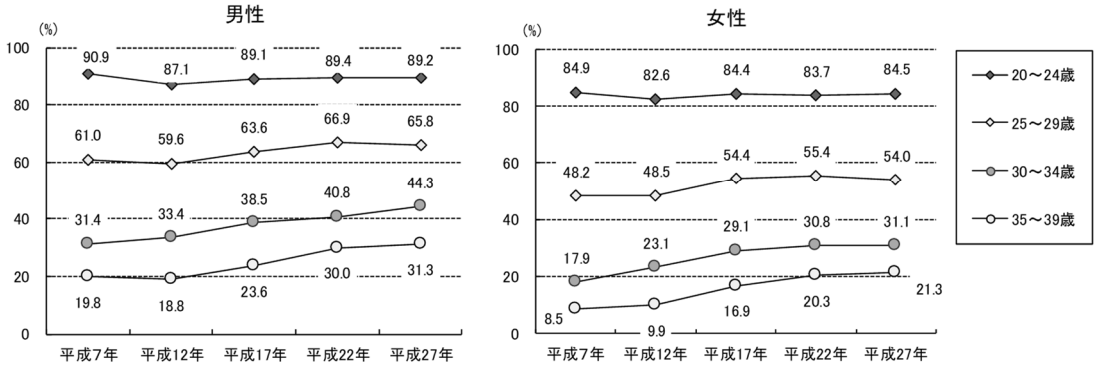

資料：国勢調査　　各年 10 月 1 日現在

第３章　基本理念・基本目標

１．計画の基本理念

第２期宇土市子ども・子育て支援事業計画は，第１期計画の基本理念を継承し，「宇土っ子のゆたかな心と　元気な体を育む」を基本理念として計画を推進していきます。

[基本理念]

宇土っ子のゆたかな心と　元気な体を育む

２．計画の基本目標

第１期宇土市子ども・子育て支援事業計画は，下記に挙げる３項目の基本目標を掲げ推進しました。

平成 30 年の，社会福祉法の一部改正に伴い地域福祉計画が上位計画として位置づけられたことから，第１期計画の体系を継承しつつ，子どもと子育て家庭を取り巻く課題を，行政のみならず，地域全体で解決していきます。

[基本目標]

１．元気な心と体を育み，自立を支える

２．子育て家庭をみんなで支える

３．ゆたかに育つ安心・安全のまちをつくる

３．計画の体系

[基本理念]

宇土っ子のゆたかな心と　元気な体を育む

基本目標１　元気な心と体を育み，自立を支える

１．子どもと親の心身の健康を確保する

２．子どもの自立をみんなで支える

基本目標２　子育て家庭をみんなで支える

１．支援を要する子どもや家庭をみんなで支える

２．仕事と育児のバランスがとれた子育て環境をつくる

３．子どもの貧困問題を地域ぐるみで支える

基本目標３　ゆたかに育つ安心・安全のまちをつくる

１．安心して子育てできる安全なまちをつくる

２．気軽に相談できるまちをつくる

第４章　基本目標ごとの取組

１．元気な心と体を育み，自立を支える

（１）子どもと親の心身の健康を確保する

①　子どもの病気の予防

[現状と課題]

アンケート調査結果によると，子どもが病気やけがで学校等を休んだ経験がある保護者は就学前児童で８割を超えています。

特に乳幼児は訴えが無い場合も多く，病気に気づきにくいこともままあります。そのため，乳幼児健康診査による疾病因子の早期発見のほか，予防接種が有効であり，接種に対する保護者等の理解を深め，高い予防接種率を維持することが課題となっています。

図表 9　子どもが病気やけがで学校を休んだ経験

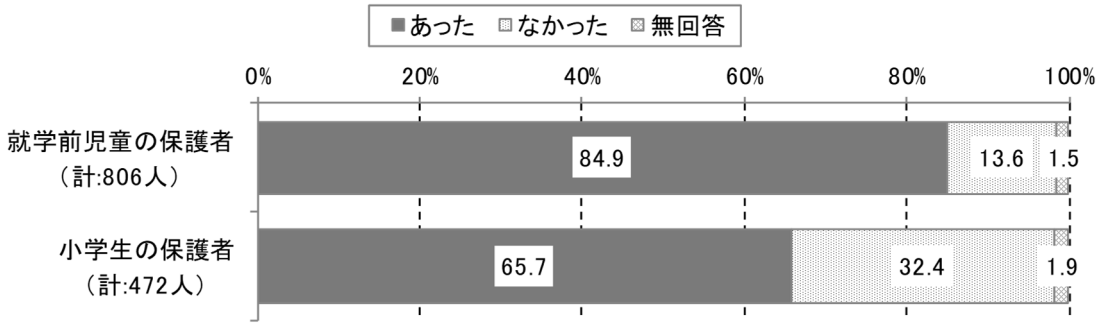

出典：アンケート調査（就学前児童/小学生の保護者）

[今後の取組]

No.	取 組 の 内 容
1	疾病の早期発見に努め，必要時に適切な対応が取れるよう支援します。
2	予防接種について正しく理解し，適切な接種につながるよう支援します。

[関連する市の主な事業（抜粋）]

主な事業	事業概要
妊婦健診・乳幼児健診	妊婦健康診査及び妊婦歯科健康診査助成を実施し，妊娠期の母子の健康管理を支援する。また乳幼児健康診査（３ヵ月児・６ヵ月児・１歳６ヵ月児・２歳児歯科・３歳児）を実施し，疾病の早期発見・早期治療につなげる。
予防接種の推進	感染症予防のために，定期予防接種を無料で実施する。また，乳幼児健診や健康相談の機会を利用して，接種時期を周知し，接種漏れがないよう指導を行う。
在宅当番医制事業	宇土地区医師会に委託して，日曜，祝日に当番で診療体制を取り，市民の急病やケガに備える。
乳幼児医療費・こども医療費助成事業	中学校３年生までの児童を対象に，医療費の一部負担金について助成を行う。
病児・病後児保育事業	生後６か月～小学校６年生の病児及び病後児を対象に一時預かりを実施し，また市内の保育所に対して感染症の予防等に関する巡回支援を行う。

② 親の健康確保

[現状と課題]

妊娠中の母体及び胎児の健康と，安全な出産を確保するためには，正しい知識や情報に基づいた妊娠初期からの健康管理と，家族，職場，地域の理解と協力によるサポート体制が必要です。

特に，喫煙は，早産や低出生体重児の出生，乳幼児突然死症候群，気管支炎，気管支喘息等の原因となるほか，たばこの誤飲，誤食等などの事故にもつながりかねません。これらを防ぐため，たばこと喫煙の害についての知識を普及させ，分煙等の取組を推進する必要があります。

[今後の取組]

No.	取 組 の 内 容
3	親の心身の健康状態を確認し，疾病の早期発見に努め，必要時に適切な対応が取れるよう支援します。
4	妊娠期における喫煙・飲酒・薬物乱用による胎児への影響を回避するため，適切な行動がとれるよう正しい情報を提供します。
5	妊娠中に，出産後に必要な子育て情報を得ることで，出産後の生活に備えていけるよう支援します。

[関連する市の主な事業（抜粋）]

主な事業	事業概要
産後ママサポート事業	母親が産後の体調不良等のため家事や育児を行うことが困難な家庭に産後支援ヘルパーを派遣し，母親の負担軽減を図る。
広報紙・ホームページ等の活用	妊娠期に関することや健診，子育て，家庭教育等に関する情報を，広報・ホームページにより，わかりやすく効果的に発信する。また，スマートフォンアプリケーションを活用した情報発信を検討する。

③ かかりつけ医の重要性

[現状と課題]

子どもの病気や事故への速やかで適切な対処のために，そして子どもの発育等で不安を抱える親自身のためにも，かかりつけ医を持ち，加えて保護者自身も正しい救急法を身に付けることが必要です。

[今後の取組]

No.	取 組 の 内 容
6	子どもの特性に応じて，適切な医療が受けられるように，かかりつけ医を持つことを推進します。
7	緊急時に安心して医療が受けられる体制を整えます。

④ 発達に応じた課題

[現状と課題]

子どもが思春期になれば，過度のダイエットや夜更かしといった日常生活上のことだけでなく，喫煙や飲酒，性に関する問題行動が現れることもあります。また，薬物乱用は一般市民にも広がりを見せており，現代のわが国において，子どもたちの状況は決して楽観視できるものではありません。

思春期の子どもたちがこれらの行動がもたらす結果について理解し，適切な対応を取ることができるようにするためには，学校，家庭，地域が一体となって何が問題であり，どのような危険があるのかを教え，見守ることが大切です。

[今後の取組]

No.	取 組 の 内 容
8	子どもの成長発達に応じ，適切な時期に健康診査を受けることにより，必要時に適切な対応が取れるよう支援します。
9	過度のダイエットや夜更かし，ゲームや携帯依存，喫煙や飲酒，薬物乱用の害，性に関する正しい知識などを身に付け，適切な判断に基づいて行動できるように支援します。

（２）子どもの自立をみんなで支える

① 自らの人生を切り開ける「生きる力」の獲得

[現状と課題]

子育ての目的の一つは，子どもが親に頼らずとも自分の力で生きていくことができるようにすることです。

アンケート調査で，子どもを健やかに生み育てるために市にどのようなことを期待しますかと尋ねたところ，「子どもの「生きる力」を育むための教育の充実」と回答した中学生の保護者は 39.2%存在していました。核家族化が進み，隣近所とのコミュニケーションの希薄化などによって，子どもが見よう見まねで学ぶための生きた教材が以前と比べ格段に少なくなっていることが背景にあるものと考えられます。

本市において，子育て中の親に対して子どもの自立に向けた啓発活動が十分になされているとはいえず，今後の取組に向けた課題があります。将来を担う子どもが自らの人生を切り開ける「生きる力」を獲得するために，行政，家庭，地域のそれぞれの立場から十分なサポートを行っていきます。

図表 10　子どもを健やかに生み育てるために市にどのようなことを期待しているか

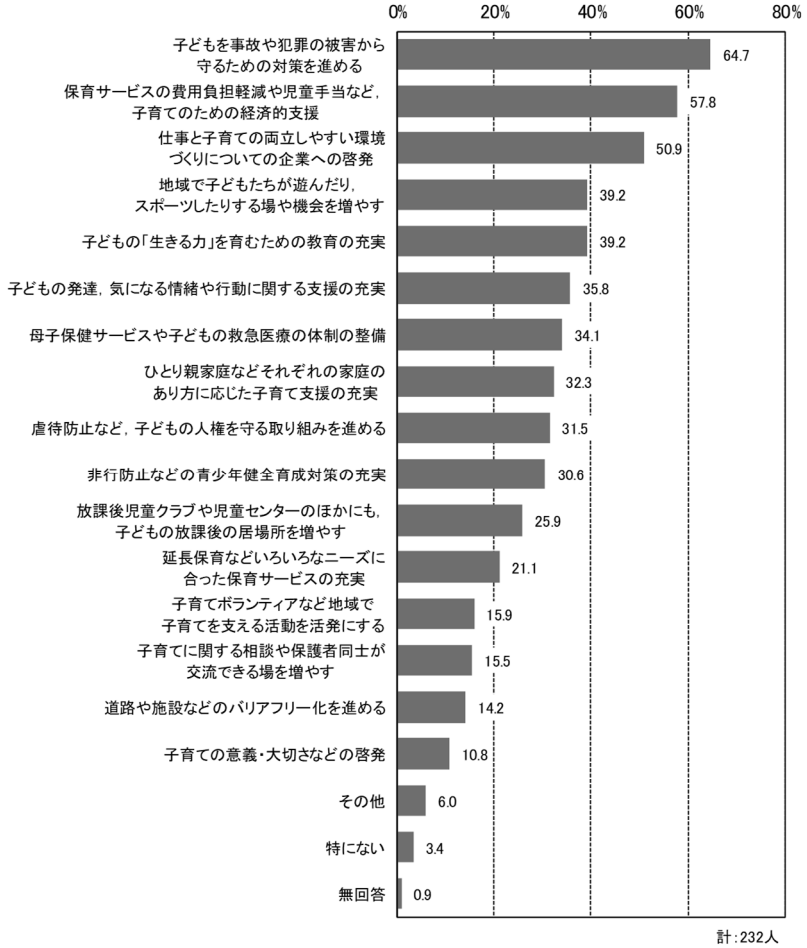

出典：アンケート調査（中学生の保護者）

[今後の取組]

No.	取 組 の 内 容
10	子どもたちが，命の大切さや子育て等について学ぶ機会をつくり，また，意欲的かつ主体的に多様な体験や活動を行うことで，ゆたかな心を育むことができるよう支援します。
11	子どもの基本的な生活習慣確立に向け，乳幼児健康診査時をはじめとする子どもの成長・発達，食事等に関する相談事業や各種健康教育等の充実により，家庭の教育力向上を図ります。
12	自分で自分の健康を守り，健全で豊かな食生活を送るための能力（食事の自己管理能力）を養うため，食習慣の形成時期である小さい頃からの食育を推進します。
13	「子どもの意見を直接聴く。」，「子どもに関連する情報を直接子どもに届ける。」といった，子どもを自立した存在として位置づけるための体制づくりを検討します。
14	様々な機会を活用して，自己肯定感を持つことの重要性を伝え，より良い子育てができるように支援します。
15	子育て世代の地域とのつながりを持てる機会をつくり，地域全体で子育て家庭を見守ることができるまちづくりを行います。

[関連する市の主な事業（抜粋）]

主な事業	事業概要
思春期教室の開催	高校生と乳児とのふれあい体験を通し，「生命の尊さ・重さ」を学ぶと同時に，母性・父性を養う機会をつくる。
環境教育・体験活動等	学校等における環境教育・環境学習を推進し，環境保全活動や環境問題の解決に意欲的に関わろうとする態度や能力の育成を図る。
子ども地域活動推進事業	地域の方々の協力により，異年齢の子どもたちの遊びや体験活動を通して自主性・創造性を育む活動を行う。
放課後子ども教室	放課後等に，小学校等の施設を活用し，子どもたちの安全・安心な活動拠点を設け，地域の方々の参画を得て，子どもたちが地域社会の中で，心豊かで健やかに育まれる環境づくりを推進する。
むし歯予防対策	各種健診や教室にて虫歯予防のための健康教育を実施する。また，幼稚園，保育所，小中学校でむし歯予防教室を実施し，子ども自身のむし歯予防意識を高める。

主な事業	事業概要
家庭教育推進事業	市内小・中学校及びPTAと連携を図りながら，保護者等に対し子育て・家庭教育に関する講演会等を実施する。
学校運営協議会	保護者・地域住民が一定の権限と責任をもって学校運営に参画し，そのニーズを学校運営に反映させ，学校・家庭・地域社会が一体となり，より良い教育の実現に取り組む。

② 社会的少数者等に対する理解の促進

[現状と課題]

地域には様々な社会的少数者の方が暮らしています。

近年，性的マイノリティや国籍等に対する無理解から生じる差別によって生きづらさを感じている子どもや子育て家庭について，地域課題として認識されつつあることから，市民に対する啓発を進め，ジェンダーやセクシャリティに関する教育について取り組んでいく必要があるといえます。

その他，ひとり親家庭，障がいや難病の方等をはじめとするあらゆる社会的少数者が本市で生き生きと暮らせるよう，理解の促進に努めていく必要があります。

No.	取 組 の 内 容
16	広報や市 HP などあらゆる媒体を通じて性同一性障害等について啓発を進め，市内の児童・生徒が充実した学校生活を送ることができるよう努めます。
17	性別や年齢，障がいの有無，国籍などにかかわらず，お互いを思いやり，お互いを尊重することができるように努めるという地域福祉計画にうたわれた行動目標の啓発を進め，子育てしやすい環境づくりに努めます。

２．子育て家庭をみんなで支える

（１）支援を要する子どもや家庭をみんなで支える

① 障がい児に対する支援

[現状と課題]

アンケート調査で，子どもを健やかに生み育てるために市にどのようなことを期待しますかと尋ねたところ，「子どもの発達，気になる情緒や行動に関する支援の充実」と回答した中学生の保護者は 35.8%存在していました。

心身の障がいにより，日常生活や社会活動で多くの制約を受けている子どもについては，ノーマライゼーションの理念の下，家庭や地域で安心して暮らせる地域社会づくりを行うことでその制約を少しずつでも取り除いていくことが大切です。そのためには，公的サービスの充実もさることながら，市民一人ひとりが障がいに対する理解を深め，地域の障がい児や障がい児のいる家庭を温かく見守っていくことが必要となります。障がいがあるために，他の様々な能力を発揮する機会が妨げられないよう，療育・教育指導体制が確立されなければなりません。

[今後の取組]

No.	取 組 の 内 容
18	発達に違いのある子どもを早期に発見し，適切な支援を開始することで，子どもの能力を最大限引き出していけるよう体制整備を図り，教育と福祉の連携を強化し，支援します。
19	障がいのある児童については，自立した日常生活や社会生活を送れるよう，専門職を配置し，相談に応じるとともに，きめ細やかな児童福祉サービスの充実に努めます。

[関連する市の主な事業（抜粋）]

主な事業	事業概要
障がい児保育事業	心身に障がいを有する児童を保育所において保育を行う（すべての保育所で受け入れ可能な体制をつくる）。
特別支援教育事業	障がいのある幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じた適切な指導や必要な支援を行う。
適応指導教室（ほっとスペース）	心理的，情緒的な原因で登校できない児童・生徒の活動の場を設け，自立に向けた支援を行う。
相談体制の充実	運動発達・言葉の発達などの発達相談や療育相談について，心理士による個別相談を実施する。

② いじめをはじめとする人権侵害

[現状と課題]

いじめをはじめとする人権侵害は，今なお深刻な状況にあります。家庭での子育て，それを支える地域社会，さらには保育所での保育や幼稚園・学校における教育，これらを連携させながら，子どもの人権を守り，子どもが夢や希望を持って過ごせる環境をつくっていかなければなりません。子どもに対しても，自分の権利を守るために毅然とした姿勢を取るべきことを教え，自分で自分の身が守れるようにしていくことも必要です。

[今後の取組]

No.	取 組 の 内 容
20	いじめのサインを見逃さない，日頃から望ましい人間関係をつくっておく等の共通理解を教職員全員がもち，保護者や関係機関と密に連携し，いじめの解消を図ります。
21	不登校状態，引きこもり状態にある子どもへの個別支援を強化し，状況の改善に努めます。また，継続的な適応指導や，様々な体験活動を通じた指導等により，学校復帰のための支援や教育相談の充実を図ります。

③ 虐待の早期発見・早期対応と相談支援

[現状と課題]

アンケート調査結果からは，中学生の保護者のうち，過去にしつけの一環として子どもをたたいたことが「日常的にあった」「時々あった」と回答した割合は44.4%となっています。

また，体罰容認派（「決してすべきでない」と無回答以外の回答者の割合）は71.5%になっています。「積極的にすべきである」「必要に応じてすべきである」を合わせた，より体罰を肯定する保護者の割合は 28.4%となっています。

体罰を肯定する保護者の割合は，保護者自身が子どもの頃に体罰を受けた経験と強い相関があることが分かります。保護者が子どもの頃に体罰を受けた経験が「日常的にあった」と回答した人では，過半数（53.9%）が体罰に対して肯定しており，「全く無かった」と回答した保護者（6.4%）と大きな意識差が生じています。

一方，保護者が子どもの頃に体罰を受けた経験が「日常的にあった」と回答した人の 30.8%が，しつけのために子どもに体罰をすることについて，「決してすべきではない」と回答しており，幼少期の経験がそのまま子どもに引き継がれている訳ではないことも分かります。

虐待は，身体の自由だけでなく子どもの生命すら脅かす重大な人権侵害です。一方，虐待は外からは見えにくい家庭の中で行われていることが多いため，本市が把握できているのはそのごく一部である可能性もあります。虐待を未然に防止し，虐待があったとしてもできるだけ早く発見し，迅速に対応することが必要ですが，そのためには，家庭内や地域で子育てする人が孤立しないように相談体制を一層充実させていかなければなりません。

図表 11　過去にしつけの一環として子どもをたたいた経験

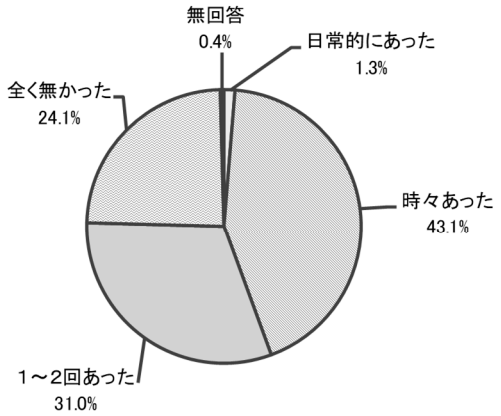

計：232人

出典：アンケート調査（中学生の保護者）

図表 12　しつけのために子どもに体罰をすることに対しての意識

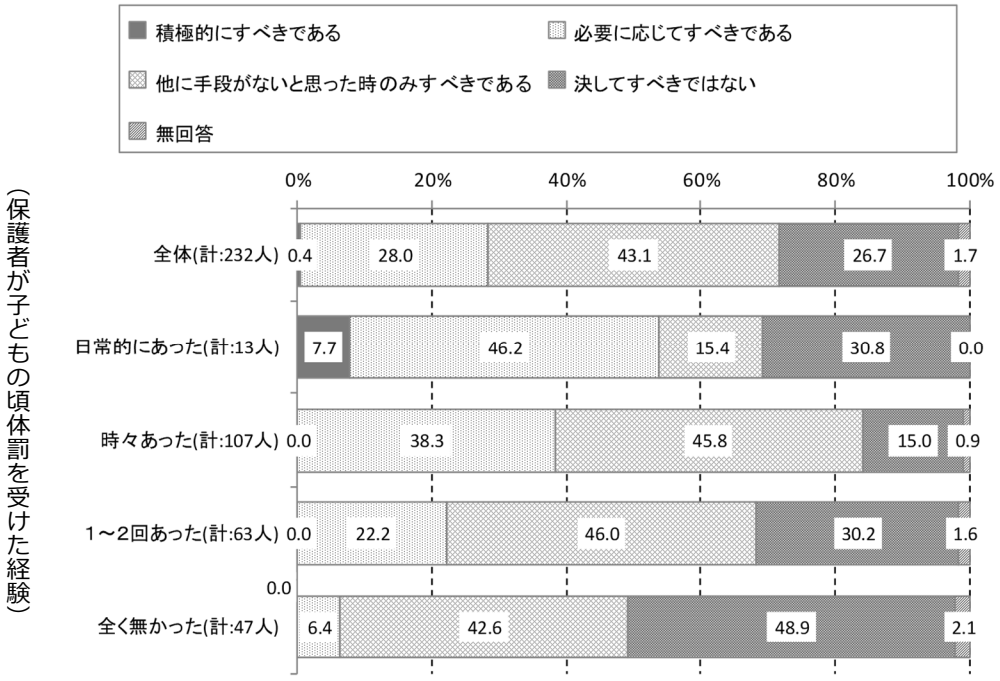

出典：アンケート調査（中学生の保護者）

[今後の取組]

No.	取 組 の 内 容
22	虐待をはじめ，養育に支援が必要な家庭の状況を把握し，児童相談所，保育所，学校などと連携を取りながら，子どもの安全を最優先に考え，支援します。
23	ＤＶ（配偶者からの暴力）などの影響で，子どもの心身の成長発達が阻害されることがないよう女性相談センターや警察などと連携し支援します。

[関連する市の主な事業（抜粋）]

主な事業	事業概要
要保護児童対策及びＤＶ対策地域協議会の開催	福祉，保健，医療，教育，警察などの関係者で組織し，児童虐待防止や保護に対応する。
家庭児童相談員・婦人相談員の配置	相談員を配置し，児童や家庭に関する相談を受け，指導等を行う。
就学援助制度	経済的な理由による虐待を防止するため，就学が困難と認められる児童生徒の保護者に対し，学用品費等，修学旅行費，給食費，医療費等の一部を援助する。

（２）仕事と育児のバランスがとれた子育て環境をつくる

[現状と課題]

アンケート調査結果によると，就学前児童の母親の 45.9%が育児休業を取得したと回答しています。働いていなかった（40.5%），無回答（3.3%）を除いて計算すると，出産時に就労していた母親の 81.8%が育児休業を取得していることになります。一方，父親の育児休業取得率は 2.7%に過ぎません。

また，出産時に働いていなかった母親の割合が約４割となっていますが，この中には出産に備えて退職した人が少なからず含まれていると考えられます。

前回調査（平成２６年１月実施）では，父親の育児休業取得率は 0.6%であったことを踏まえると，以前に比べれば，社会状況が変化しつつある兆しを感じることもできますが，依然として育児は女性がするものという性別による役割分担意識が根強いことがみてとれます。

図表 13　育児休業を取得したか（母親）

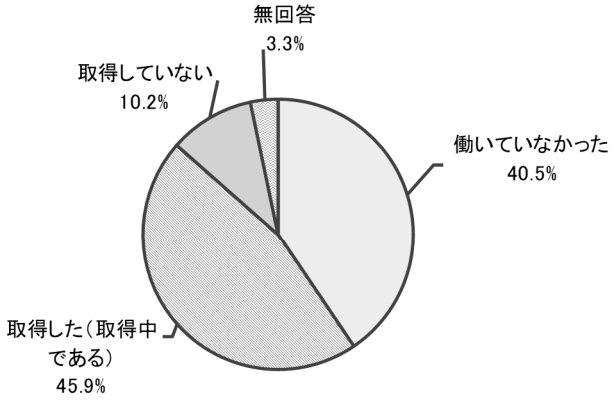

計：1,019人

出典：アンケート調査（就学前児童の保護者）

父親が育児休業を取得しなかった理由は，「仕事が忙しかった」「収入減となり，経済的に苦しくなる」「配偶者が育児休業制度を利用した」などの回答が上位に挙がっており，仕事を優先する父親の姿がみてとれます。これは，母親が育児休業を取得しなかった理由の第２位に挙げられている，「子育てや家事に専念するため退職した」という回答と対照的です。

女性の就労しやすい環境づくりと併せて，男性の長時間労働の適正化，育児休業の取得など「働き方の見直し」に向けた啓発や取組を進めていくことも必要です。

今後も，結婚，妊娠，出産に関する希望の実現のため，ライフステージの各段階に応じた結婚，妊娠，出産等に関する正確な情報提供など，切れ目のない支援を推進していくことが求められます。

図表 14　育児休業を取得しなかった理由

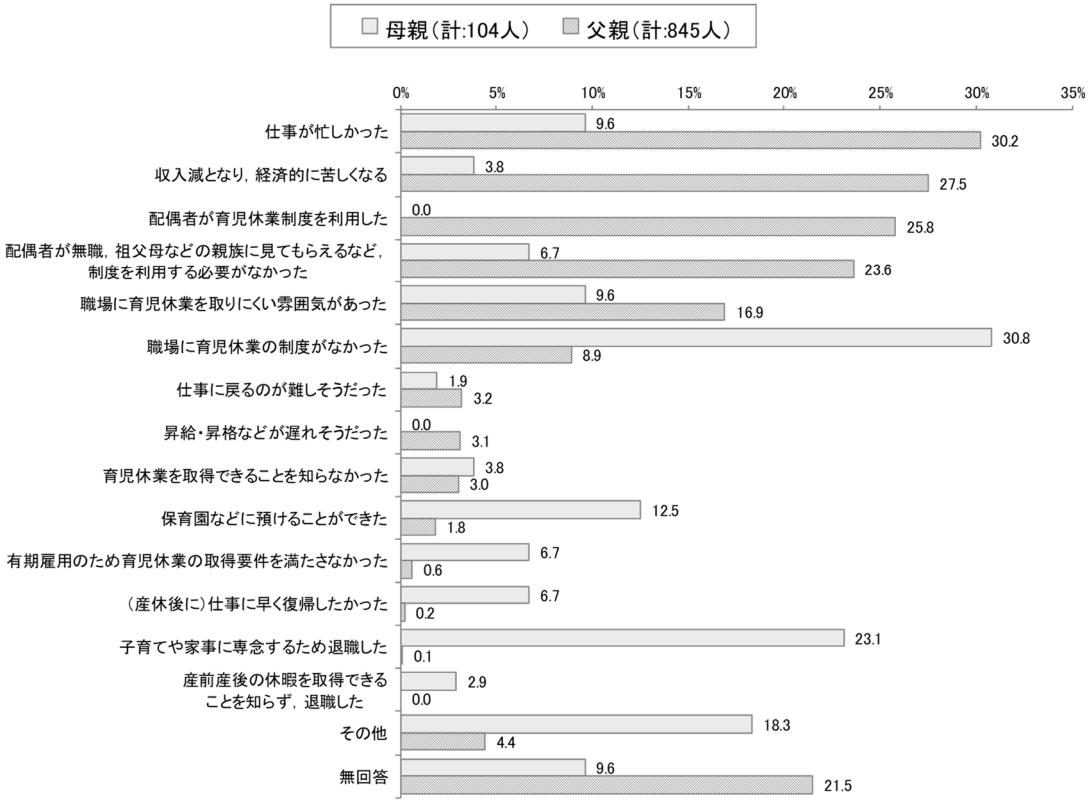

出典：アンケート調査（就学前児童の保護者）

[今後の取組]

No.	取 組 の 内 容
24	地域の保育ニーズを把握し，保育サービスの充実と柔軟な対応を図ります。
25	母親のみならず父親に対しても育児休業給付等，育児休業制度について周知徹底を図り，気兼ねなく育児休業を取得できる労働環境づくりの推進に努めます。
26	事業主だけでなく，職場の従業員にも子育て支援の重要性についての意識啓発を行い，仕事と育児が両立しうる雇用環境づくりに対する理解・協力を求めていきます。
27	ライフステージの各段階に応じた結婚支援や，妊娠・出産等に関する情報提供，社会環境の整備等に係る切れ目のない支援を推進します。
28	「男は仕事，女は家庭」といった固定的な性別役割分担意識の解消に向け，広報活動や講演会，講座の開催を通して，市民・事業者を対象とした意識啓発を行います。

[関連する市の主な事業（抜粋）]

主な事業	事業概要
夜間保育事業の実施	保護者の仕事等の都合により，夜間に家庭で児童の保育ができない場合に，保育所等で保育を行う。
男女共同参画の視点に立った講演会・講座の実施	講演会，講座の実施を通して，固定的な性別役割分担意識の解消に向け，市民・事業者を対象とした意識啓発を行う。
育児・介護休業法の事業所への周知	市内事業所の会合等の機会を捉え，育児・介護休暇が取りやすい職場環境づくりへの理解を求める。
幼稚園預かり保育事業	保護者の希望に応じて，標準教育時間の前後及び長期休業期間中に，幼稚園において教育活動を行う。

（３）子どもの貧困問題を地域ぐるみで支える

[現状と課題]

アンケート調査によると，現在の生活に経済的なゆとりが「あまりない」「まったくない」と回答した就学前児童の保護者は 35.3%存在しており，本市の就学前児童のいる子育て家庭の約３世帯に１世帯が経済的なゆとりを感じていないことが分かります。

特に，配偶者がいない世帯では，55.4%が「ゆとりはない（「あまりない」「まったくない」の合計）」と回答しており，母子家庭，父子家庭はさらに経済的に厳しい状況に置かれている様がみてとれます。

図表 15　現在の生活に経済的なゆとりがあるか

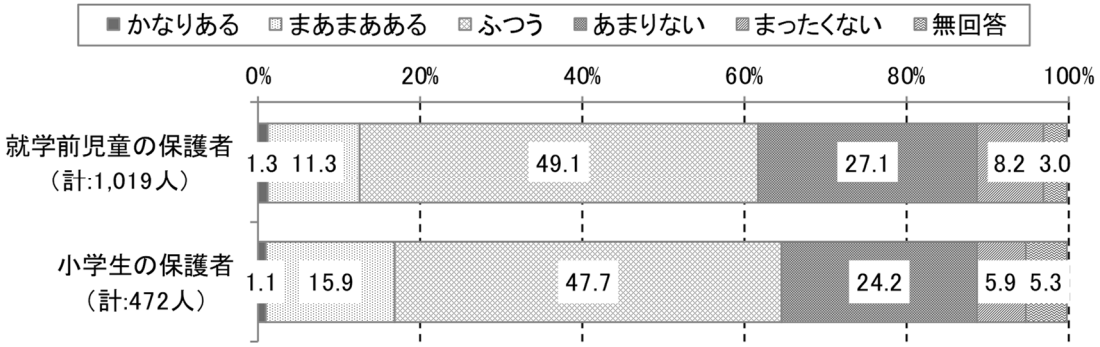

出典：アンケート調査（就学前児童/小学生の保護者）

図表 16　現在の生活に経済的なゆとりがあるか（配偶者の有無別）

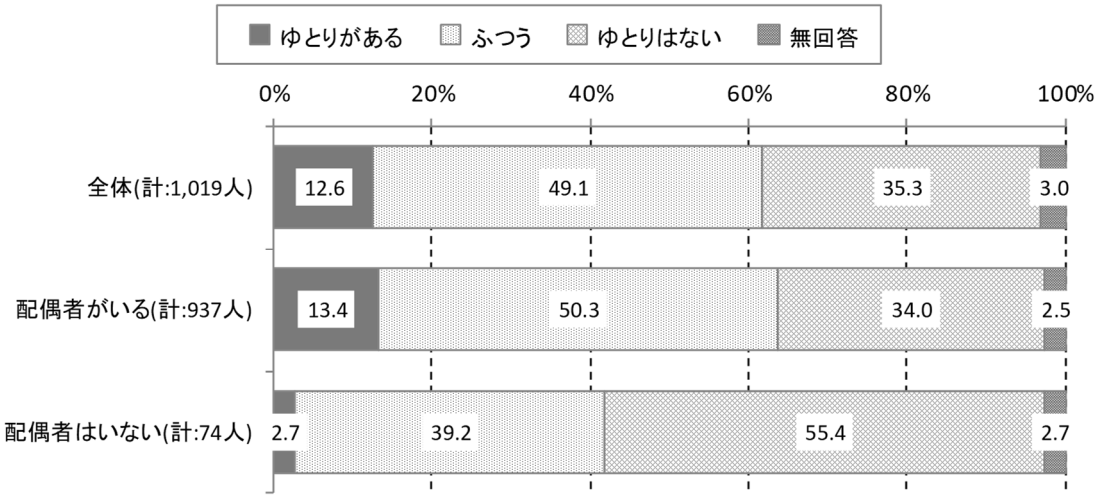

出典：アンケート調査（就学前児童の保護者）

平成 25 年に成立した「生活困窮者自立支援法」では，生活困窮者を「現に経済的に困窮し，最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者」と定義しています。

アンケート調査結果によると，子どもに学校以外での学習環境を与えている（与えられそう）と回答した中学生の保護者の割合は経済的なゆとりの程度によって差があり，経済的にゆとりがない家庭の約３割（29.9%）は学校以外での学習環境を与えていない（与えられない）ことが分かります。

図表 17　子どもに学校以外での学習環境を与えているか（与えられそうか）

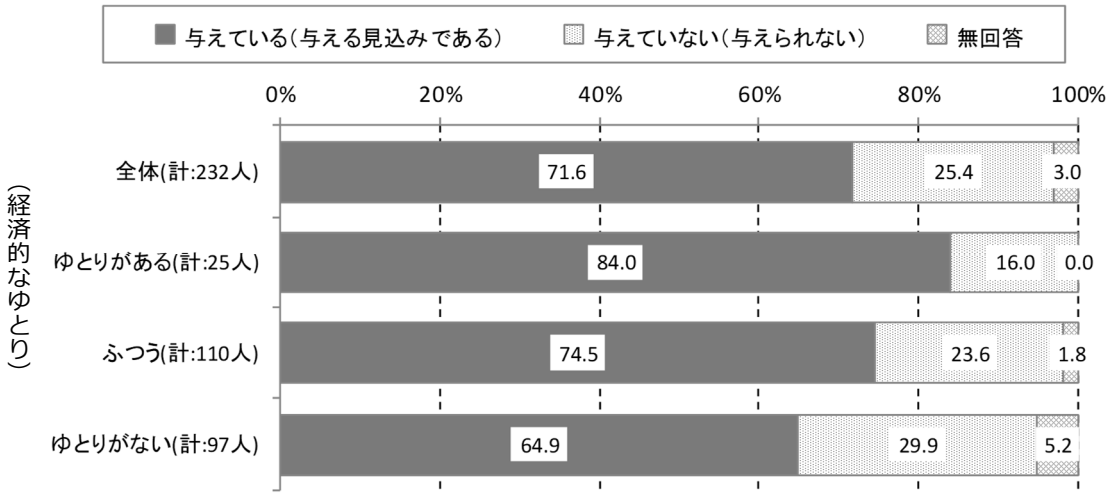

出典：アンケート調査（中学生の保護者）

生活の困窮がそのまま子どもの育ちのゆがみにつながるわけではありませんが，生活困窮者の多くが社会から孤立していたり，様々な課題を複合的に抱えていたり，さらに，生活の困窮がネグレクト等の遠因になる可能性もあるため，慎重かつ適切な対応が求められます。

平成 29 年度に実施された熊本県子どもの生活に関する実態調査での本市の集計結果については，子どもの生活，特に学習や基礎的な生活習慣における面で，世帯の経済状況による影響がみられました。また，食事や睡眠といった基礎的な生活習慣が健康的に維持されている子どもほど，自己実現の意識が高くなっていました。

このようなことから，いわゆる「貧困の連鎖」を生じさせないための対策が必要であり，保護者に対する就労支援等を引き続き行っていくことはもとより，子どもたちに対する学習支援を充実させる等，子どもたちの生活や将来への意欲の全体的な向上を図ることが必要であると考えます。

[今後の取組]

No.	取 組 の 内 容
29	教育費や保育料等の軽減など，生活困窮世帯における就学支援等の充実を図ります。
30	ひとり親家庭のための相談体制や関係機関の充実，広報・ホームページ等による情報提供で各事業の周知を図り，ひとり親家庭の自立支援を行います。
31	保育所や学校などにおいても，養護が必要な家庭の把握に努め，支援するとともに，必要に応じて，小学校就学時などに教育と福祉の連携を図ります。

[関連する市の主な事業（抜粋）]

主な事業	事業概要
保育料減免制度	疾病や失業等により，短期的に経済的困窮状態にある世帯について，保育料の減免を行う。
就学援助制度	経済的な理由により就学が困難と認められる児童生徒の保護者に対し，学用品費等，修学旅行費，給食費，医療費等の一部を援助する。
ひとり親家庭等支援	ひとり親家庭等における自立の促進及び生活の安定を図るための様々な支援事業を行う。

３．ゆたかに育つ安心・安全のまちをつくる

（１）安心して子育てできる安全なまちをつくる

[現状と課題]

子どもが犠牲になる事件は後を絶たず，安心して子どもだけで外出させることが難しくなってきています。事件では身体的な被害を受けなかった場合でも，生涯にわたり子どもの心に深い傷を残すこともあり，深刻な課題であるといえます。

本市では，見守り活動や少年補導員による街頭補導，防犯，交通安全パトロールなどによって，様々な安全対策を行っています。しかしながら，子どもの安全を守るためには，地域の大人たち一人ひとりが，「地域の子どもたちは自分たちで守る」という強い共通認識を持って，学校，警察，各種団体等との連携を強化しながら，常に子どもの安全を気にかけ，地域で継続的に見守っていくことが大切です。

コンビニエンスストアをはじめ，カラオケボックス，ゲームセンターなど，市内には深夜まで営業している場所がたくさんあります。子どもの安全確保のみならず，子どもの健全育成の観点からも，子どもを深夜に外出させないようにすることも必要です。

[今後の取組]

No.	取 組 の 内 容
32	子どもたちのインターネットの利用について，利用制限に関するフィルタリングの普及や適切な利用についての啓発活動を行います。
33	安全で身近に利用できる公園の整備を推進します。また，各公園の維持管理を徹底し，ふれあいの場を提供するため，広く公園の利用促進を図ります。
34	チビッ子広場をより身近で安全な遊び場として，危険箇所の早期発見を図り，遊具等の安全の確保に努めます。
35	通学路の整備や防犯灯の設置を推進し，安全な通学路の確保に努めるとともに，ＰＴＡ等による通学指導の充実を図ります。
36	市民の交通安全に対する意識を高めるため，幼児期から成長段階に合わせた交通安全教育を実施するとともに，子どもを交通事故から守れるよう，地域ぐるみによる声かけと指導を推進します。

No.	取 組 の 内 容
37	子どもをねらった犯罪を未然に防ぐため，子ども110番の設置拡充など，通園・通学路や公園・広場等の地域環境の中で犯罪の発生しない環境整備を推進します。
38	警察，学校，PTA，ボランティア団体等を含めた地域安全組織との連携により，パトロール活動等の実施や情報交換・連携強化に努め，犯罪・非行が発生しないまちづくりに努めます。

[関連する市の主な事業（抜粋）]

主な事業	事業概要
利用しやすい公園づくり	公園内の危険個所等の報告，遊具施設の破損等について確認を行い，各公園の維持管理を徹底するとともに，憩いの場として幅広く利用を促進する。
チビッ子広場の安全確保	定期的に遊具の点検・修理を行い，身近で安全な遊び場として，環境整備の充実を図る。
LED防犯灯の整備	行政区が設置するLED防犯灯の設置費用に対し，補助金を交付する。
通学路の交通安全対策	安全で快適な交通環境を形成し，交通事故を予防するため，市内の危険で緊急性を要する箇所に交通安全施設の整備を行う。
幼稚園，保育園，小・中学校における交通安全教室	交通安全思想の啓発普及を目的に，宇城警察署・宇城地区交通安全協会交通安全教育講習員と協力し，交通安全教育を幼少時から実施することにより，交通死亡事故撲滅を目指す。
チャイルドシート着用の啓発活動	購入されるまでの一定の期間や実家への帰省の際等で，チャイルドシートが必要な市民へのチャイルドシートの貸出しを行い，交通安全の普及に努める。
関係機関の連携による防犯パトロール活動，補導活動	犯罪や事故を未然に防止し，生活の安全を確保するため，宇土市生活安全パトロール隊による防犯パトロール活動を行う。また，青少年の健全育成及び非行防止を図るため，補導員による定期的な巡回などの補導活動を行う。

（２）気軽に相談できるまちをつくる

[現状と課題]

アンケート調査結果では，子育てに不安や負担を感じることがあると回答した小学生の保護者は 58.7%存在しています。少子化や核家族化の進行や地域コミュニティにおける関係の希薄化等の社会環境の中で，子育て中の親は孤立しやすい環境下にあるといえます。

親が孤立したときに，どこにも相談できないという事態に陥ってしまうと，場合によっては深刻な結果を招いてしまうことになりかねません。

アンケート結果によると，子育てに関して気軽に相談できる先について，配偶者や家族，親族，知人，友人を挙げる保護者がほとんどであり，隣近所の人や行政機関等を挙げる人は比較的少ない状況です。困ったときに気軽に頼れる相談先をできるだけ多く確保しておくことが，子育て家庭の孤立を防ぎ，何かがあったとしても何とかなるという安心感につながります。

子育て家庭の孤立を防ぎ，どのような悩みや不安でも気軽に相談できる体制を整えることで，あらゆる人や機関に寄り添って子育てしていると実感できるまちにしていきます。

図表 18　子育てに不安や負担を感じることがあるか

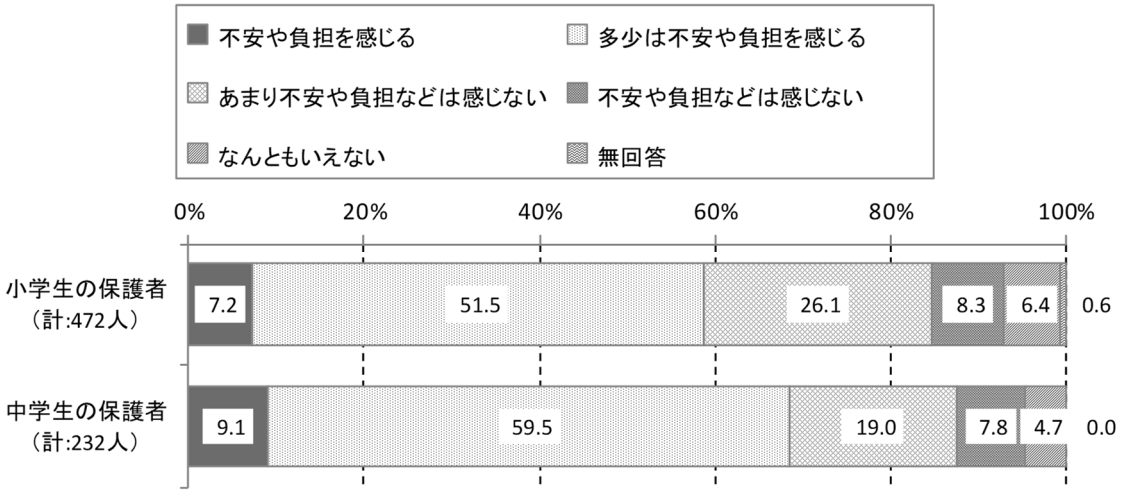

出典：アンケート調査（小学生/中学生の保護者）

図表 19　子育て（教育を含む）に関して気軽に相談できる先

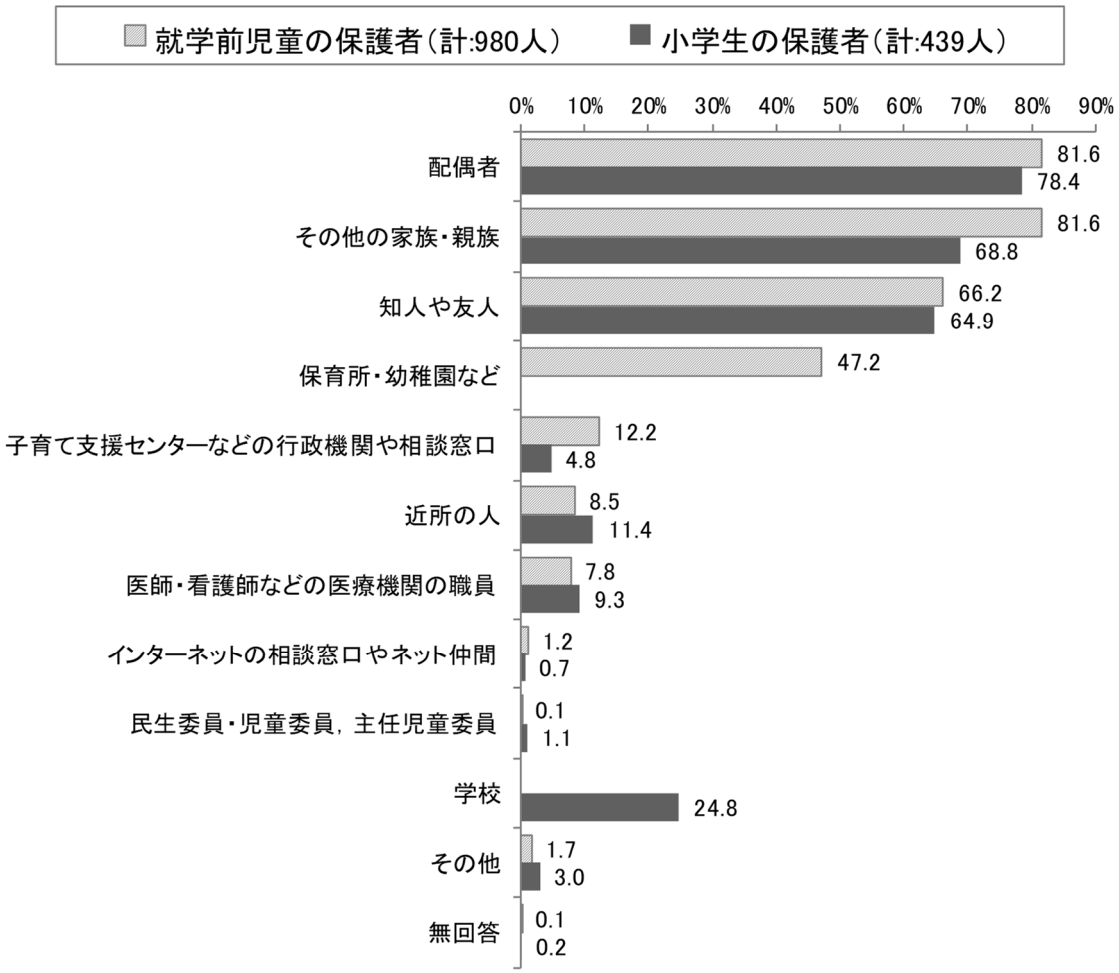

出典：アンケート調査（就学前児童/小学生の保護者）

[今後の取組]

No.	取 組 の 内 容
39	母子保健事業としての各種相談・学習事業や，子育て支援センターにおける子育て相談等の充実を図り，子育ての相談や学習の場の充実に努めます。
40	子育て支援センターの子育て広場，子育て講演会など，親子交流事業の充実を図り，親子で集い楽しめる機会や場を増やします。
41	乳幼児健康診査などの機会を利用して，子育てサークルの存在と入会のＰＲを強化し，魅力あるサークルづくりを支援することによって，子育ての仲間づくりを促進します。
42	市の公式ホームページ上の子育て情報の充実を図り，子育てガイドブック「健やか宇土っ子」や子育て支援センター発行の情報誌など，各種情報誌の充実を図ります。また，必要な時にすぐに分かるような情報の提供方法についても検討を行います。
43	今後問題を抱えている児童生徒等に対する相談については，サポートスタッフにより，問題解決を図ります。また，心の教室相談事業は，気軽に悩みを相談でき，心のよりどころになるよう推進します。
44	思春期保健に携わるスタッフの資質向上と人材確保を行い，健康相談・電話相談等の相談体制の充実に努めます。
45	不安を感じたときにすぐに相談できる窓口を充実させるとともに，相談窓口の周知を図ります。
46	子育てに対しての不安・孤立感等を抱える家庭や様々な原因で支援が必要となっている家庭に対しては，個々の家庭の抱える課題の解決や軽減を図ります。
47	子育て家庭が地域で孤立しないように，近所同士がお互いに声を掛け合える地域づくりを目指します。

[関連する市の主な事業（抜粋）]

主な事業	事業概要
子育て関係情報のデータベース化	子育てに関する情報や相談援助が適切に受けられる環境を整備するため，成育歴，予防接種歴，乳幼児健診歴等のデータベース化を行う。
子育て講座の開催	地域子育て支援センターやつどいの広場で，定期的に子育てに関する講座の開催や，家庭教育や家庭生活に関する情報提供を行う。
児童センターサークル活動	幼児とその保護者を対象とし，心と体の健康増進，豊かな情操，知的で社会的な適応能力を身につける登録制サークル活動を行う。
ガイドブックの作成・配布	子育て支援サービスに関する情報を掲載したガイドブックを配布する。
心の相談事業	問題を抱えている生徒，保護者の相談を受け，問題解決の手助けを行う。
子育て世代包括支援センター	妊娠期から子育て期までの様々なニーズに対して総合的相談支援を提供する拠点
子ども家庭総合支援拠点事業	子ども家庭への支援全般に係る業務，要支援児童及び要保護児童等への支援業務，関係機関との連絡調整その他の必要な支援を行う。

第５章　子ども・子育て支援事業計画

１．教育・保育提供区域の設定

量の見込みとその確保方策を設定する単位として「教育・保育提供区域」を設定します。教育・保育提供区域とは，地域の実情に応じて，保護者や子どもが居宅から容易に移動することが可能である地理的な範囲のことです。

本計画では，教育・保育提供区域を次のとおり定め，区域ごとに，教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制の確保方策を記載します。

図表 20　本市における教育・保育提供区域

区分 / 施設･事業名			区　域
教育・保育	教育･保育施設	認定こども園･幼稚園･保育所（園）	市全域
	地域型保育事業	小規模保育，家庭的保育 居宅訪問型保育，事業所内保育	
地域子ども・子育て支援事業	1）利用者支援事業		市全域
	2）地域子育て支援拠点事業		市全域
	3）妊婦健康診査		市全域
	4）乳児家庭全戸訪問事業		市全域
	5）養育支援訪問事業		市全域
	6）ファミリー･サポート･センター事業		市全域
	7）一時預かり事業		市全域
	8）延長保育事業		市全域
	9）病児･病後児保育事業		市全域
	10）放課後児童健全育成事業（学童保育）		小学校区
	11）放課後児童健全育成事業（放課後子供教室）		市全域
	12）子育て短期支援事業		市全域
	13）実費徴収に係る補足給付を行う事業		市全域
	14）多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業		市全域

２．量の見込みの算出方法

第１期子ども・子育て支援事業計画策定に当たっては，国が平成 26 年１月に定めた「市町村子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」の算出等のための手引き」（以下「国の手引き」という。）に従い，原則として全国の市町村が共通の算出式で算定しました。

「国の手引き」では，区域毎に存在する潜在的なニーズを見込むことが可能となった反面，実績と大きく乖離した見込みが算出されるなど，課題もありました。第１期計画では平成２９年度に中間見直しを実施し，実態との乖離を補正する機会があったものの，第２期計画策定に当たっては，国の手引きの趣旨を逸脱しない範囲において，より実態に即した補正を実施することとしました。

具体的には，以下に示す４類型によって，量を見込むこととしました。

（１）国の手引きに準じた算出

国の手引きに算出方法が明記されている事業については，原則としてその算出方法に従って量の見込みを算出しました。算出結果が実績値と乖離している場合でも，生データに立ち返り個別の回答の矛盾を精査する等することで，国の手引きを尊重した量の見込みとなるよう配慮しています。

（２）国の手引きの算出式を補正

国の手引きに算出方法が明記されている事業のうち，算出結果が実績値と大きく乖離している場合は，国の手引きの趣旨に反しない範囲内において，地域の実態に合うように算出式を補正することで対応しました。

例えば，一時預かりのニーズ量は，親戚や知人に預けた経験のある方の困難度が高い方を量の見込みに含めるかどうかは自治体の裁量となっていることから，より実績に近い算出方法を採用しました。

（３）算出式を用いず算定

利用者支援事業など，国の手引きでも箇所数をもって量の見込みとしている事業については，特段の計算式を用いずに量の見込みを算出しました。

（４）過去の実績に基づいて算出

国の手引きに標準的な算出方法が記載されていない事業については，事業毎に過去の実績の推移や事業に関係するデータの推移，人口推計等を考慮して量の見込みを算出しました。

３．教育・保育施設の充実

（１）教育・保育施設の需要量及び確保の方策

① 考え方

子ども・子育て支援法に基づき，需要量の見込みに対し供給可能な量を踏まえ，確保の方策としました。児童数の推移や市内の住宅開発等により，当初見込んだ需要量の変動が生じた場合，令和４年度に本計画の中間見直しを実施することにより対応します。

② 認定区分について

子ども・子育て新制度では，希望する教育・保育施設を利用するために，それぞれの事由や時間に応じて，市から保育の必要性の認定を受けた上で申込みをします。認定には，下記に挙げる３区分があります。

1号認定	満3歳以上で，教育を希望する場合	認定こども園・幼稚園
2号認定	子どもが満3歳以上で，「保育の必要な事由」に該当し，保育所等での保育を希望する場合	保育所・認定こども園
3号認定	子どもが満3歳未満で，「保育の必要な事由」に該当し，保育所等での保育を希望する場合	保育所・認定こども園・地域型保育事業所

③ 見込み量と確保の方策

教育・保育分野の事業においては保育認定（１号・２号・３号）ごとにニーズ量の推計と確保方策を明示します。

２号認定に関しては，幼稚園を希望する人（２号認定Ⅰ）とそれ以外（２号認定Ⅱ），３号認定に関しては０歳児（３号認定Ⅰ）と１・２歳児（３号認定Ⅱ）で分けて見込みます。

供給量がニーズ量を下回る場合，計画期間内にどのように不足を解消するかについて，具体的な確保の方策を検討します。

④　１号認定

[事業の概要]

1号認定は，満3歳から5歳までの未就学の子どもが該当します。
「保育の必要な事由」に該当しない児童が対象となり，幼児期の教育のニーズに対し，幼稚園，認定こども園による教育を行う事業です。

[量の見込み]　（人）

年　　度		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
見込み量		130	128	132	133	133
確保方策	①	183	183	183	183	183
	②	0	0	0	0	0
	③	0	0	0	0	0
過不足		53	55	51	50	50

① 教育・保育施設（認定こども園・幼稚園・保育所）※確認を受けない幼稚園を含む。
② 特定地域型保育事業（小規模保育・家庭的保育・居宅訪問型保育・事業所内保育）
③ 市外の教育・保育施設（認定こども園・幼稚園・保育所）

⑤　２号認定Ⅰ（幼稚園の希望が強いと推定される者）

[事業の概要]

保育の必要性の認定を受けた幼児に対し，幼稚園，認定こども園，認可保育園及び認可外保育施設による保育を行う事業です。

[量の見込み]　（人）

年　　度		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
見込み量		48	47	49	49	49
確保方策	①	67	67	67	67	67
	②	0	0	0	0	0
	③	0	0	0	0	0
過不足		19	20	18	18	18

量の見込みについては，アンケートにより算出した数値です。

[確保方策]

確保方策としては，令和２年度からフルタイム従事者に対応した預かり保育の実施時間の延長を市内の公立幼稚園２園で行いますので，④⑤ともに既存の施設で対応が可能と考えます。

花園幼稚園が園舎建替等により定員数が減少しますが，市内の公立幼稚園２園が定員総数 250 人（宇土幼稚園：定員 160 人，花園幼稚園：定員 90 人）のため，見込み量を確保できると考えます。なお，④⑤の確保方策の数値はそれぞれの見込みの割合で定員を按分しています。

また，併せて小規模保育施設との連携を検討します。

⑥ ２号認定Ⅱ（２号認定のうちⅠ以外）

[事業の概要]

保育の必要性の認定を受けた乳児に対し，認定こども園，認可保育園及び地域型保育事業等による保育を行います。

[量の見込み] （人）

年　　度		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
見込み量		718	706	732	735	734
確保方策	①	694	694	737	743	743
	②	0	0	0	0	0
	③	0	0	0	0	0
過不足		△24	△12	5	8	9

⑦ ３号認定Ⅰ（０歳児）

[量の見込み] （人）

年　　度		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
見込み量		158	156	152	149	145
確保方策	①	118	118	130	133	133
	②	6	12	12	12	12
	③	0	0	0	0	0
過不足		△34	△26	△10	△4	0

⑧ ３号認定Ⅱ（１～２歳児）

[量の見込み]　（人）

年　　度		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
見込み量		510	514	480	472	462
確保方策	①	388	388	413	424	424
	②	25	38	38	38	38
	③	0	0	0	0	0
過不足		△97	△88	△29	△10	0

[現状]

現在市内には，認可保育所１３園（定員総数 1,180 人），小規模保育所２園（定員総数 31 人）が設置されており，定員総数 1,211 人となっています。これは，平成 26 年度から令和元年度までを期間とする「第１期宇土市子ども・子育て支援事業計画」により 181 人の定員増を行ったもので，これにより年度当初における待機児童の解消に至ることができました。しかし，年度途中での申込者数が想定より多く，各保育所において定員を超えた受入れを行っているにもかかわらず，慢性的に待機児童が発生している状況です。

[量の見込み]

量の見込みについては，アンケートにより算出した数値（入所希望数）に育児休暇を利用する場合を反映し算出しています。保育ニーズは年々増加していましたが，⑥～⑧の表の見込み量を合計するとおり，令和２年度に 1,386 人とピークを迎え，その後ゆるやかに減少し，令和６年度には 1,341 人になる見込みです。しかし，上記のとおり現在の定員総数は 1,211 人であり，130 人分の不足が生じることとなるため，確保方策（施設整備・定員増）を講じる必要があります。なお，現段階における考察では，保育認定要件を満たすものの幼稚園を利用している児童については，あくまで幼稚園利用者として整理しておりますが，今後，利用希望が保育園に転じる可能性がありますので，その場合は，保育所整備に係る量の見込みが増える可能性があり，入園希望等の動向に応じて計画を見直す必要があります。

[確保方策]

既存の保育施設の定員増や増改築（建替）による定員増及び特定保育施設の新設などにより，令和６年度までに認可定員 139 人分（小規模保育施設を踏まえたもの）の増加を目指すものとします。ただし，実際の入園希望等の動向に応じて進めるものとします。また，認定区分間の定員の割り振りを見直します。

４．地域子ども・子育て支援事業の充実

（１）利用者支援事業

[事業の概要]

子ども及びその保護者等，または妊娠している方がその選択に基づき，教育・保育・保健その他の子育て支援を円滑に利用できるよう，必要な支援を行う事業です。

[量の見込み]　（か所）

年　度		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
見込み量	基本型・特定型	0	0	0	0	0
	母子保健型	1	1	1	1	1
確保方策	基本型・特定型	0	0	0	0	0
	母子保健型	1	1	1	1	1

[確保方策]

令和２年度から，子育て世代包括支援センター（母子保健型）を健康づくり課に開設します。妊娠期から子育て期までの母子保健や育児に関する相談に対応します。

（２）地域子育て支援拠点事業

[事業の概要]

乳幼児及びその保護者が交流を行う場所を開設し，子育てについての相談，情報の提供，助言その他の援助を行う事業です。

[量の見込み]　（人回）

年　　度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
見込み量	8,994	8,994	8,528	8,823	8,798
確保方策	8,994	8,994	8,528	8,823	8,798

地域子育て支援拠点事業に係る量の見込みについては，実績値を踏まえ推計しました。

[確保方策]

市内では「つどいの広場」，「子育て支援センターひまわり」，「子育てつどいの広場緑川」の３か所で実施しており，現在の体制で対応できる見込みです。

（３）妊婦健康診査

[事業の概要]

妊婦の健康の保持及び増進を図るため，①健康状態の把握，②検査計測，③保健指導を実施するとともに，妊娠期間中，必要に応じて医学的検査を実施する事業です。

[量の見込み]　（人回）

年　　度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
見込み量	300	300	300	300	300
確保方策	300	300	300	300	300

市が対象者全員に対し行う妊婦健康診査事業の性質を鑑み，本市で出生する０歳児人口の規模を踏まえて推計しました。

[確保方策]

本事業については，対象者全員に対して行うものであり，妊婦が出産まで受診する妊婦検診 14 回を無料で実施し，妊婦の健康管理の充実及び経済的負担の軽減を図り，安心して妊娠・出産をできる体制を作っていきます。

（４）乳児家庭全戸訪問事業

[事業の概要]

概ね生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し，子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。

[量の見込み]　（人）

年　　度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
見込み量	270	266	260	254	248
確保方策	270	266	260	254	248

令和２年度から令和６年度に出生する０歳児人口を推計し，乳児家庭全戸訪問事業に係る量の見込みとしました。

[確保方策]

本事業については，対象者全員に対して行うものであり，保健師を中心に訪問相談支援を行うとともに，全対象者への周知徹底など，対象者に漏れがないように実施していきます。

（５）養育支援訪問事業

[事業の概要]

子育てに対して不安や孤立感等を抱える家庭や，様々な原因で養育支援が特に必要な家庭に対して，その居宅を訪問し，養育に関する指導・助言等を行うことにより，当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

[量の見込み]　（人）

年　　度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
見込み量	10	10	10	10	10
確保方策	10	10	10	10	10

養育支援訪問事業に係る量の見込みについては，ニーズ調査によらず実績を踏まえて推計しました。

[確保方策]

今後も引き続き，委託先と連携し具体的な養育に関する訪問相談支援を行うとともに，虐待防止の啓発や要保護児童の把握・支援等に努めていきます。

（６）子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

[事業の概要]

子育て中の保護者を会員として，児童の預かり等の援助を受けることを希望する人と援助を行うことを希望する人との手助けを行い合う活動に関する連絡，調整を行う事業です。

[量の見込み]　（人日）

年　　度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
見込み量	0	0	0	0	0
確保方策	0	0	0	0	0

国の手引きに準じた計算では，未就学の５歳児に対し，今後小学校に進学した際の放課後の過ごし方としてファミリー・サポート・センターを利用するかを尋ね，ニーズとして見込んでいます。本市における利用実績のほとんどは未就学児であり，本調査においても利用意向はなかったため，見込み量は０としました。

ただし，ファミリー・サポート・センターが携わる子育て援助活動のうち，預かり保育については実績があり，一定のニーズがあると思われることから，見込み量と確保方策については，５１ページに集約しています。

[確保方策]

設定の必要なし。

（７）一時預かり事業等

① 幼稚園における在園児を対象とした一時預かり（預かり保育）

[事業の概要]

幼稚園の在園児を対象として，保護者の勤務や事情により，標準教育時間の前後や，長期休業期間中に幼稚園において教育活動を行う事業です。

１）１号認定による利用

[量の見込み]　（人日）

年　　度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
見込み量	2,156	2,156	2,156	2,156	2,156
確保方策	2,156	2,156	2,156	2,156	2,156

２）２号認定による利用

[量の見込み]　（人日）

年　　度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
見込み量	4,312	4,312	4,312	4,312	4,312
確保方策	4,312	4,312	4,312	4,312	4,312

量の見込みは，平成 30 年度で延べ利用人数が１番多かった月×12 か月＝6,848 回とし，想定利用割合（1 号認定：1/3，２号認定 2/3）で按分しました。

[確保方策]

確保方策については，在園児を対象とした事業であるため，量の見込みを確保することは現在の体制で可能と考えます。

幼稚園における在園児を対象とした預かり保育は平成 27 年度から，市内の公立幼稚園２園で実施しています。また，令和２年度から預かり時間の延長を行い，教育時間開始前７：30 からと，終了後から 18：00 までに拡充し，長期休業期間中も７：30 から 18：00 まで預かり保育を実施することで，２号認定によるニーズにも応えることができると考えます。

② 一時預かり事業（在園児対象型を除く），子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業），子育て短期支援事業（ショートステイ，トワイライトステイ）

[事業の概要]

一時預かり事業とは，未就学児を対象に保護者の勤務や事情により，子どもを一時的に保育所等の施設において，預かりを行う事業です。子育て援助活動支援事業とは，乳幼児から小学校3年生までの家庭の保護者と援助を行いたい人との相互活動を支援する会員制事業です。子育て短期支援事業とは，保護者の疾病その他の理由により，家庭において児童を一時的に困難になった場合に，児童養護施設等において夜間や休日及び一定期間養育・保護を行う事業です。

[量の見込み]　（人日）

年　　度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
見込み量	3,898	3,866	3,829	3,801	3,758
確保方策	3,898	3,866	3,829	3,801	3,758

量の見込みについては，次のとおり事業ごとに現在の利用実態や過去の実績値を元に推計し，令和３年度以降については，人口推計を考慮し算出しました。

（一時預かり事業）
現在の利用実態を鑑み年間 3,600 人日
【内訳】
・国の要件に沿って事業を行っている箇所
1 箇所：1,200 人日（1 日 5 人の利用×240 日）
・自主事業として行っている箇所
5 箇所：2,400 人日（1 日 2 人の利用×240 日×5 箇所）
※ 年開所日数を 240 日とする
（ファミリー・サポート・センター事業）
年間 276 人日（平成 26 年～平成 30 年の実績の最大値）
（子育て短期支援事業）
年間 22 人日（平成 26 年～平成 30 年の実績の最大値）

[確保方策]

確保方策については，現在の事業規模で対応可能と考えますが，保育所等の新設により，待機児童の解消が進めば，見込みが減少することも考えられます。

（８）延長保育事業

[事業の概要]

保育認定を受けた子どもに対して，通常の利用時間を超える場合に保育所等で引き続き保育を行う事業です。

[量の見込み]　（人）

年　　度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
見込み量	282	280	278	276	273
確保方策	282	280	278	276	273

量の見込みについては，アンケートにより算出した数値です。

[確保方策]

市内 14 園で実施しており，在園児を対象とした事業であるため，量の見込みを確保することは現在の体制で可能と考えます。また，勤務形態の多様化に伴い，実際には上記の見込みを超える可能性がありますが，その場合においても，市内 14 園で実施している現状から，現在の体制での対応が可能と考えます。

（９）病児・病後児保育事業

[事業の概要]

病児や病後児について，病院･保育所等に設置された専用スペース等において，保育士及び看護師が一時的に保育等する事業です。

[量の見込み]　（人日）

年　　度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
見込み量	278	276	271	266	258
確保方策	278	276	271	266	258

国の手引きに準じた計算では，病気やケガで保育が利用できなかった人のうち父親もしくは母親が休んだ人で，「できれば病児・病後児のための施設を利用したい」と回答した人と，病気やケガの際に「病児・病後児を利用した」「ファミリー・サポート・センターを利用した」と回答した人の日数の合計を見込んでいます。

希望ありと回答していても，実際には親族にみてもらうと想定される回答者を除外して再計算を行いました。具体的には，「日常的に祖父母など親族にみてもらえる」「緊急時には祖父母などの親族にみてもらえる」と回答した人を除外するとともに，実績も踏まえて補正しました。

また令和２年度から，対象年齢を３年生から６年生に拡大予定のため，その増加分を概算し，見込み量に反映させました。

[確保方策]

令和２年度から，１日当たりの利用定員を２人から３人に拡大するため，見込み量の受入は可能と考えます。

ただし，時期によって受入数が増大する場合があるため，保護者のニーズに応じた柔軟な対応が必要と考えます。

（10）放課後児童健全育成事業（学童保育）

[事業の概要]

保護者が就労等により昼間家庭にいない児童に対し，授業の終了後に学童保育所や小学校等を利用して適切な遊び，生活の場を与えて，その健全な育成を図る事業です。令和元年度現在，市内13か所で実施しています。
今後は，共働き等による保護者の就労状況や核家族化といった家庭状況のさらなる変化を考慮し，対応する必要があります。
また，国の「放課後子ども総合プラン」に沿った取組も引き続き求められるとともに，事業の継続及び定員増のためには，放課後児童支援員等の確保が必要不可欠であることから，その処遇改善を行うなど，本事業を取り巻くハード・ソフト両面において環境を整備する必要があります。

[量の見込みの算出方法]

国の手引きに準じると就学前の児童の調査結果からニーズを把握することになりますが，学童保育のニーズの推計に用いるには誤差が生じやすいことから，別途実施した小学生のアンケート調査より推計を実施しました。

利用割合については，実績値より計算を行い，令和３年以降は就学前の調査で推計されたニーズ量の学年ごとの割合の変化率に応じて推計しました。

① 宇土小学校区

[量の見込み]　（人）

年　　度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
見込み量	255	264	274	279	304
確保方策	180	190	304	304	304
過 不 足	△75	△74	30	25	0

本校区の見込み量については，前述の算出方法に加え，年度内での児童の増減（例年約 30 人減）を踏まえ，算出しました。平成 31 年４月１日現在の既存施設数は３か所，定員数は合計 180 人となっています。これに対し，同日時点の利用者数は 233 人と，定員を大幅に上回る状況となっています。

[宇土小学校区における確保方策]

今後の確保量については，既存施設での定員増での対応が困難なため，新たな施設の設置が必要と考えます。また，前述した国の「放課後子ども総合プラン」にできる限り沿うものとします。

・令和２年度及び令和３年度
面積要件を満たす施設において，できる限りの定員増を図ります。

・令和４年度以降
既存施設での対応（定員増）では困難なため，令和４年度を目標として，新たな施設を検討します。そのためには，用地及び指導員の確保が必要であるため，計画的な調整を行います。

② 宇土東小学校区

[量の見込み]　（人）

年　　度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
見込み量	114	109	106	94	93
確保方策	80	90	100	100	100
過 不 足	△34	△19	△6	6	7

平成 31 年４月１日現在の既存施設数は２か所，定員数は合計 80 人となっています。これに対し，同日時点の利用者数は 88 人と，定員をやや上回る状況となっています。

[宇土東小学校区における確保方策]

今後の確保量については，既存施設での定員増での対応が可能と考えます。また，前述した国の「放課後子ども総合プラン」にできる限り沿うものとします。

・令和２年度及び令和３年度
面積要件を満たす施設において，できる限りの定員増を図ります。

・令和４年度以降
既存施設の改築に併せた定員増を，令和４年度を目標として実施します。そのためには，前述した国の「放課後子ども総合プラン」を踏まえた用地調整及び指導員の確保が必要です。

③ 花園小学校区

[量の見込み]　（人）

年　　度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
見込み量	180	183	184	183	190
確保方策	168	180	180	180	190
過 不 足	△12	△3	△4	△3	0

本校区の見込み量については，前述の算出方法に加え，近年の宅地開発を踏まえ，算出しました。平成 31 年４月１日現在の既存施設数は４か所，定員数は合計 168 人となっています。これに対し，同日時点の利用者数は 174 人と，定員をやや上回る状況となっています。

[花園小学校区における確保方策]

今後の確保量については，既存施設での定員増での対応がある程度可能と考えますが，前述の宅地開発を考慮し，新たな保育所の設置がある場合は学童クラブを併設することを求めることが妥当と考えます。

・令和２年度及び令和３年度
面積要件を満たす既存施設において，できる限りの定員増を図ります。

・令和４年度以降
上記のとおり，既存施設による定員増で対応しつつ，令和４年度を目標として，新たな施設を検討します。そのためには，用地及び指導員の確保が必要であるため，計画的な調整を行います。

④ 走潟小学校区

[量の見込み]　（人）

年　　度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
見込み量	33	34	36	33	31
確保方策	30	35	35	35	35
過 不 足	△3	1	△1	2	4

平成 31 年 4 月 1 日現在の既存施設数は 1 か所，定員数は 30 人となっています。これに対し，同日時点の利用者数は 35 人と，定員をやや上回る状況となっています。

[走潟小学校区における確保方策]

今後の確保量については，既存施設での定員増での対応が可能と考えます。

・令和２年度から令和６年度まで
　既存施設での定員増による対応が可能であり，引き続き指導員の確保に努めます。

⑤ 緑川小学校区

[量の見込み]　（人）

年　　度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
見込み量	26	28	29	27	26
確保方策	30	30	30	30	30
過 不 足	4	2	1	3	4

平成 31 年４月１日現在の既存施設数は１か所，定員数は 30 人となっています。これに対し，同日時点の利用者数は 27 人と，定員を下回る状況となっています。

[緑川小学校区における確保方策]

今後の確保量については，既存施設による現定員での対応が可能と考えます。

・令和２年度から令和６年度まで
現状を維持し，引き続き指導員の確保に努めます。

⑥ 網津小学校区

[量の見込み]　（人）

年　　度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
見込み量	44	48	48	50	50
確保方策	40	44	44	50	50
過 不 足	△4	△4	△4	0	0

本校区の見込み量については，前述の算出方法に加え，近年の利用実績をさらに踏まえて，算出しました。平成 31 年４月１日現在の既存施設数は１か所，定員数は 40 人となっています。これに対し，同日時点の利用者数は 45 人と，定員をやや上回る状況となっています。

[網津小学校区における確保方策]

今後の確保量については，既存施設による定員増での対応が可能なのは令和４年度までと思われることから，既存施設の改築等による対応が必要と考えます。また，その場合は，前述した国の「放課後子ども総合プラン」にできる限り沿うものとします。

・令和２年度から令和４年度まで
　できうる限り既存施設による定員増及び利用調整で対応し，引き続き指導員の確保に努めます。

・令和５年度以降
　既存施設の改築等による定員増を図ります。

⑦ 網田小学校区

[量の見込み]　（人）

年　　度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
見込み量	58	58	57	56	54
確保方策	60	60	60	60	60
過 不 足	2	2	3	4	6

本校区の見込み量については，前述の算出方法に加え，近年の利用実績をさらに踏まえて，算出しました。平成 31 年４月１日現在の既存施設数は１か所，定員数は 60 人となっています。これに対し，同日時点の利用者数は 67 人と，定員をやや上回る状況となっています。

（網田小学校区における確保方策）

今後の確保量については，既存施設による現定員での対応が可能と考えます。

・令和２年度から令和６年度まで
　現状を維持し，引き続き指導員の確保に努めます。

（11）放課後児童健全育成事業（放課後子供教室）

[事業の概要]

保護者の就労に関わらず，小学校に就学している児童に対し，授業の終了後に，地域に住む指導者の下，スポーツ・文化などの体験活動を行い，地域で子どもを見守り，心身ともに健やかな成長を促進する事業です。

[量の見込み]　（人）

年　　度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
見込み量	12	14	16	18	20
確保方策	20	20	20	20	20
過 不 足	8	6	4	2	0

平成 31 年４月１日現在，１か所で実施し，10 人が利用しています。本事業の見込量については近年の利用実績から算出し，確保方策については指導員の人員体制及び施設状況から考えられる受入可能人数としています。

（12）子育て短期支援事業

[事業の概要]

保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について，児童養護施設等に入所させ，必要な保護を行う事業です。

[量の見込み]　（人日）

年　　度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
見込み量	45	45	45	45	45
確保方策	45	45	45	45	45
過 不 足	0	0	0	0	0

【確保の方策】

緊急のニーズにも対応できるように児童養護施設及び乳児院と連携を図り，引き続き必要な入所保護を行います。

（13）実費徴収に係る補足給付を行う事業

[事業の概要]

低所得であるため生計が困難である世帯にいる子どもが，保育所等を利用した場合において，保育所等に通園する中で，保護者が支払うべき日用品，文房具等の購入に要する費用等（実費徴収額）を補助することで，円滑な保育所等の利用を図り，子どもの健やかな成長を支援する事業です。
また，令和元年度 10 月からの幼児教育・保育の無償化に伴い，保育所・認定こども園・新制度移行幼稚園の利用者のうち，年収 360 万円未満相当の世帯に対して，副食費の実費負担が減免されるため，新制度未移行幼稚園の利用者の該当世帯についても副食費の支給を実施します。

[量の見込み]　（人）

年　　度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実施の有無	無	無	無	無	無

保育料や副食費などが既に無料となっているため，実施しません。

[確保方策]

設定の必要なし。

（14）多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

[事業の概要]

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置または運営を促進するための事業です。

[確保方策]

今後の保育ニーズに応じ，実施を検討します。

５．新・放課後子ども総合プラン

全ての児童の安全・安心な居場所を確保するため，一体型を中心とした「放課後児童クラブ及び放課後子供教室」の計画的な整備等を目標として，平成 30 年９月 14 日，「新・放課後子ども総合プラン」が策定されました。

本市の地域の実態に応じて，放課後児童クラブ及び放課後子供教室両事業の計画的な整備，量の見込みを設定します。

（１）放課後児童クラブ

国が策定した「新・放課後子ども総合プラン」に基づき，学年ごとの量の見込みを行い，女性の就業率の上昇，共働き世帯の増加に伴う学童保育のニーズに対応する体制の確保に努めます。

（２）放課後子供教室

子どもたちが地域の方々の協力を得ながら様々な体験活動ができるよう，地域で子育て世帯を支え子どもたちが地域の中で健やかに育まれる環境づくりを進めていきます。

（３）一体型の放課後児童クラブ及び放課後子供教室の令和６年度に達成させるべき目標事業量と，放課後児童クラブ及び放課後子供教室の一体的な，又は連携による実施に関する具体的な方策

一体型の放課後児童クラブ及び放課後子供教室については，今後，保護者のニーズ，地域の動向を踏まえ事業実施の必要性を関係機関で協議し，地域の実情に応じて放課後児童クラブと放課後児童教室の連携が図れる体制の整備に努めます。

（４）小学校の余裕教室等の放課後児童クラブ及び放課後子供教室の活用に関する具体的な方策

放課後児童クラブ及び放課後子供教室の小学校の余裕教室の活用については，地域のニーズに応じて関係機関と協議を行います。

（５）放課後児童クラブ及び放課後子供教室の実施に係る教育委員会と福祉部局の具体的な連携に関する方策

放課後児童クラブと放課後子供教室の実施にあたっては，学校をはじめ関連機関との調整が不可欠であるため，すべての関係者との情報共有を図り，必要に応じて教育委員会等と協議を行います。

（６）特別な配慮を必要とする児童への対応に関する方策

特別な配慮を必要とする児童のニーズに応えるため，関係機関との連携を図り，切れ目のない支援に努めます。

（７）地域の実情に応じた放課後児童クラブの開所時間延長に係る取組

放課後児童クラブについては，地域の実情を十分把握し，利用者のニーズにあった開所時間の設定に努めます。

（８）放課後児童クラブの役割をさらに向上させていくための方策

放課後児童クラブは子どもの主体性を尊重し，子どもの健全な育成を図る役割を担っているものであることを踏まえ，子どもの発達段階に応じた育成ができる環境づくりに努めます。

（９）放課後児童クラブの役割を果たす観点から，放課後児童クラブにおける育成支援の内容について，利用者や地域住民への周知を推進させるための方策

あらゆる媒体，機会を活用して周知を図るとともに，関係機関と継続的に情報共有ができる体制をつくります。

６．学校教育・保育の一体的提供と体制の確保

（１）認定こども園の普及に係る本市の基本的考え方

認定こども園は，幼稚園及び保育所の機能や特長をあわせ持ち，幼児教育・保育を一体的に提供するとともに，地域の子どもを保護者の就労状況等で分けずに柔軟に受け入れることのできる施設です。

本市においては，今後，子育て家庭の状況や地域の実情に応じた認定こども園の普及に努めるとともに，当該施設への移行を希望する既存施設に対しては，引き続き移行に向けた情報提供や相談・助言等の必要な支援を行っていくこととします。

（２）就学前教育・保育の質の向上に向けた取組

新制度では，質の高い教育・保育を総合的に提供することとされており，その実現にあたっては，教育・保育事業の従事者全体のさらなる質の向上を図るための取組を進めることが重要です。

本市が定める教育・保育事業の運営に関する基準の遵守状況の確認や，質の高い教育・保育を提供する体制の整備に向けた指導・助言を行うなど，教育・保育現場のさらなる質の向上に向けた取組を引き続き行います。

（３）就学前教育・保育と小学校の連携のさらなる推進に向けた取組

認定こども園・幼稚園・保育所から小学校へ，小学校から中学校へ進学していく際に，生活や学習，集団規模の違いなどの要因によって，子ども自身に「つまずき」や「戸惑い」が起こり，いわゆる「小１プロブレム」や「中１ギャップ」といった子どもの成長過程における様々な問題が生じています。

子どもの発達は，連続性を有するものであるとともに，一人ひとりの個人差が大きいものであることから，個々の発達に応じた適切な保護者の関わりや，質の高い教育・保育及び子育て支援の提供を通じて，今後も就学前教育・保育と小学校の連携のさらなる推進に努めます。

（４）産休後及び育休後の教育・保育施設の円滑な利用の確保

就学前児童の保護者が，産後の休業及び育児休業明けに希望に応じて円滑に幼稚園，保育所，認定こども園等を利用できるよう，産前・産後休業，育児休業期間中から情報提供や相談支援等をおこない，利用を希望する時期に円滑に利用できるような環境整備に努めます。

７．子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保

子育てのための施設等利用給付の給付申請については，保護者の利便性や過誤請求・過誤払いの防止等を考慮し，各利用施設において取りまとめを依頼するとともに，施設等利用給付の公正かつ適正な支給の確保に取り組みます。

また，特定子ども・子育て支援施設等の確認や指導監督等については，県に対し，施設等の所在，運営状況，監査状況等の情報提供，立入調査への同行，関係法令に基づく是正指導等の協力を要請することができることを踏まえ，県との連携や情報共有を図りながら，適切な取組を進めていきます。

８．外国籍の幼児，外国から転入した幼児等への支援

国際化の進展に伴い，海外から帰国した幼児や外国人の幼児等が増えています。

本市に居住するこれらの幼児とその家族のニーズを適切に把握し，これらの幼児が認定こども園，幼稚園，保育所や地域子ども・子育て支援事業等を円滑に利用できるよう，保護者に対しては就学前施設に関する情報提供や就園に必要な手続きに関する支援，相談窓口の充実等を，事業者に対しては外国語対応支援，各種研修の実施等の支援を行います。

資料編

１．宇土市子ども・子育て会議委員名簿

（会長・副会長を除き五十音順　敬称略）

役職	氏名	就任時の団体
会　長	勝目　康裕	宇土地区医師会
副会長	出川　聖尚子	熊本学園大学社会福祉学部教授
委　員	井上　みか	宇土市手をつなぐ育成会
委　員	浦本　晴美	宇土市民生委員・児童委員連絡協議会 （令和元年度第６回会議から）
委　員	鏡　純子	宇土市子ども会連絡協議会
委　員	城野　佳代	児童センター母親クラブ（どんぐりくらぶ）
委　員	久連松　綾	宇土市ＰＴＡ連合会
委　員	岳元　さよ子	宇土市内幼稚園園長
委　員	橘　孝昭	宇土市保育連盟
委　員	那須　与理子	宇土市民生委員・児童委員連絡協議会 （令和元年度第５回会議まで）
委　員	土黒　美穂	宇土市内幼稚園保護者
委　員	福成寺　託真	宇土市内放課後児童クラブ代表
委　員	藤吉　修浩	宇土市内保育園保護者
委　員	古川　公雄	宇土市校長会
委　員	古庄　智子	宇土市内放課後児童クラブ保護者
委　員	松田　正子	宇土市母子会
委　員	渡邉　かおる	公募

２．宇土市子ども・子育て会議設置条例

平成２５年１２月２０日
条例第４５号

（設置）
第１条　子ども・子育て支援法（平成２４年法律第６５号）第７７条第１項の規定に基づき，宇土市子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を置く。
（所掌事務）
第２条　子ども・子育て会議は，市長の諮問に応じ，次に掲げる事項について審議し，答申する。
(1)　子ども・子育て支援法第７７条第１項各号に規定する事項を処理すること。
(2)　次世代育成支援対策推進法（平成１５年法律第１２０号）第８条の市町村行動計画に関すること。
(3)　前２号に掲げるもののほか，児童福祉に関すること。
（組織）
第３条　子ども・子育て会議は，委員１６人以内で組織する。
２　委員は，児童福祉施策に関し見識を有する者のうちから，市長が委嘱する。
（委員の任期）
第４条　委員の任期は，２年とする。ただし，再任を妨げない。
２　委員が欠けた場合における補充委員の任期は，前任者の残任期間とする。
（会長及び副会長）
第５条　子ども・子育て会議に会長及び副会長を置き，それぞれ委員の互選により定める。
２　会長は，会務を総理し，子ども・子育て会議を代表する。
３　副会長は，会長を補佐し，会長に事故があるとき，又は会長が欠けたときは，その職務を代理する。
（会議）
第６条　子ども・子育て会議の会議（以下この条において「会議」という。）は，会長が招集し，その議長となる。
２　会議は，委員の半数以上の者が出席しなければ，これを開くことができない。
３　会議の議事は，出席委員の過半数で決し，可否同数のときは，議長の決するところによる。
（委員の除斥）
第７条　委員は，自ら又は配偶者若しくは３親等内の血族若しくは姻族（これらの者であったものを含む。）の従事する業務に直接の利害関係がある事案については，その審議に参加することができない。ただし，子ども・子育て会議の同意があったときは，会議に出席し，発言することができる。
（関係者の出席）
第８条　会長は，必要と認めるときは委員以外の者を会議に出席させて意見又は説明を聴き，資料の提出を求めることができる。
（秘密保持義務）
第９条　委員又は委員であった者は，正当な理由がなく，子ども・子育て会議の業務上知り得た秘密を漏らしてはならない。
（庶務）
第１０条　子ども・子育て会議の庶務は，健康福祉部子育て支援課において処理する。
（委任）
第１１条　この条例に定めるもののほか，子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は，会長が子ども・子育て会議に諮って定める。
附　則
（施行期日）
１　この条例は，公布の日から施行する。

３．宇土市子ども・子育て会議諮問

宇市子第２７８号
令和元年６月２８日

宇土市子ども・子育て会議
会長　勝目　康裕　様

宇土市長　元　松　茂　樹

宇土市子ども・子育て会議について（諮問）

このことについて，宇土市子ども・子育て会議設置条例（平成２５年条例第４５号）第２条の規定により，下記の事項について貴会議の意見を求めます。

記

１　宇土市子ども・子育て支援事業計画（案）に関すること。

２　子ども・子育て支援法第７７条第１項各号に掲げる特定教育・保育施設，特定地域型保育事業の利用定員の設定（案）に関すること。

３　その他子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関すること。

４．宇土市子ども・子育て会議答申

令和２年２月２１日

宇土市長　元　松　茂　樹　様

宇土市子ども・子育て会議
会長　勝　目　康　裕

宇土市子ども・子育て会議における諮問について（答申）

令和元年６月２８日付け宇市子第２７８号で諮問のありましたこのことについては，宇土市子ども・子育て会議において審議を行い，宇土市子ども・子育て支援事業計画（案）が，事業を進める上での指針として適当であるとの結論に至りましたので，下記の意見を付記し答申します。なお，計画の推進に当たっては，下記意見を十分に尊重していただき，施策の着実な実現を要望します。

また，同じく諮問のあった件についても併せて答申いたします。

記

１　計画全般について

(1)　幼児教育・保育における支援のみならず，小学生以上においても支援に努めていただきたい。

(2)　公立幼稚園について，利用する園児の数が減っていることを踏まえた対策に努めていただきたい。

(3)　マイノリティに関する家庭への対応や，セクシャリティに対する配慮もなされる必要があると思われことから，これらへの対応について先駆けて努めていただきたい。

２　その他子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関することについて

平成２８年の児童福祉法の改正で，同法第１条において「全て児童は，児童の権利に関する条約の精神にのっとり，適切に養育されること，その生活を保障されること，愛され，保護されること，その心身の健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉を等しく保障される権利を有する」と児童を権利の主体とみなし，児童の福祉を保障するための原理が明確化されました。また，同法第２条第１項において「全て国民は，児童が良好な環境において生まれ，かつ，社会のあらゆる分野において，児童の年齢及び発達の程度に応じて，その意見が尊重され，その最善の利益が優先し

て考慮され，心身ともに健やかに育成されるよう努める」と子どもの最善の利益を追求するために子どもの意見を尊重することが規定されました。本事業計画においても，この児童福祉法の理念に基づき，子どもの健全育成のために子育て家庭を支えるという視点にとどまらず，子どもを権利の主体とみなし，子どもの意見を尊重し，子どもの最善の利益を優先して考慮される形で各施策の実施を推進していただきたい。

５．計画の策定経過

月日	内容
平成30年12月3日 ～ 平成30年12月25日	「宇土市 子ども・子育て支援事業計画作成のための アンケート調査」実施
令和元年6月28日（金）	令和元年度第1回宇土市子ども・子育て会議 ・市長から会長へ諮問 ・議事 (1)第1期子ども・子育て支援事業計画における進捗状況について (2)第2期宇土市子ども・子育て支援事業計画策定に係るスケジュールについて (3)その他
令和元年7月30日（火）	令和元年度第2回宇土市子ども・子育て会議 ・議事 (1)「統計からみる宇土市の現状」について (2)「宇土市子ども・子育て支援事業計画作成のためのアンケート調査報告書（概要）」について (3)その他
令和元年8月27日（火）	令和元年度第3回宇土市子ども・子育て会議 ・議事 (1)計画の概要について（資料3） (2)計画骨子案について（資料4・資料4別紙） (3)その他
令和元年9月24日（火）	令和元年度第4回宇土市子ども・子育て会議 ・議事 (1)第4章 基本目標ごとの取組について (2)その他
令和元年11月26日（火）	令和元年度第5回宇土市子ども・子育て会議 ・議事 (1)第4章 基本目標ごとの取組について (2)第5章 量の見込みと確保方策について
令和元年12月23日 ～ 令和2年1月14日	パブリック・コメント実施
令和2年1月24日（金）	令和元年度第6回宇土市子ども・子育て会議 ・議事 (1)パブリック・コメントの結果について (2)宇土市子ども・子育て支援事業計画の最終案について (3)令和2年度の保育所の利用定員について (4)答申案について
令和2年2月	会長から市長へ答申
令和2年3月	市長決裁，第2期宇土市子ども・子育て支援事業計画の策定

第２期宇土市子ども・子育て支援事業計画

令和２年３月

編集・発行　宇　土　市
〒869-0492　熊本県宇土市浦田町 51
TEL：0964-22-1111（代表）　FAX：0964-22-0110